

第5次

北区男女共同参画行動計画 アゼリアプラン

平成27年度(2015年度)～平成31年度(2019年度)

平成27年(2015年)3月

北 区



アゼリア (Azalea) は、区の花「つつじ」の英語名です。平成元年度に創刊した啓発情報誌「北区女性だより」の愛称として公募で選ばれた名称にちなみ、平成3年度に策定した北区女性行動計画に『アゼリアプラン』と命名し、現在に至るまでその名を引き継いでいます。

はじめに



東京都北区長 花川 與惣太

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が施行されて以降、国をはじめとして男女共同参画の取組は堅実に前進しております。北区においても平成18年6月に北区男女共同参画条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて区としての理念を掲げ、施策に対して総合的に取り組んでいるところです。

今回、第4次アゼリアプラン（平成22年度～平成26年度）の計画期間終了にともない、第5次アゼリアプラン（平成27年度～平成31年度）を策定いたしました。第4次アゼリアプランの骨子を基本的に継承しながらも、社会状況等の変化を踏まえ、より実効性のある内容にいたしました。

本計画の特色として、配偶者からの暴力を重大な人権問題であると捉え、その根絶をめざして取組を進めることといたしました。目標1の課題1「配偶者暴力の防止と被害者支援」に關しまして、「北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」と位置づけ、取組を一層強化してまいります。また、男女共同参画社会の実現には重要なテーマであるワーク・ライフ・バランスの推進の強化を図るとともに、女性の活躍推進の施策等の新たな取組も進めてまいります。

固定的な性別役割分担意識にとらわれずに男女が社会のあらゆる場でいきいきと活躍し、一人ひとりが尊重されて能力を発揮することができる社会の実現をめざし、今後とも男女共同参画の施策を着実に推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、ご指導、ご協力をいただきました北区男女共同参画審議会の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました北区議会、区民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨と理念	2
2 策定の背景 ～第4次アゼリアプラン策定以降～	3
3 計画の性格	6
4 計画の期間	6
5 計画がめざす地域社会の姿	6
6 策定にあたっての基本的な考え方	6

第2章 計画の内容

1 計画の体系図	8
2 目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	10
課題1 「配偶者暴力の防止と被害者支援」	11
課題2 「男女の人権侵害防止への取組」	19
課題3 「生涯を通じた心と体の健康支援」	22
3 目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会	25
課題1 「仕事と家庭生活の両立」	25
課題2 「子育てや介護を安心して行うための環境整備」	30
課題3 「働く場における男女共同参画の推進」	35
4 目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会	39
課題1 「育ちの場における男女共同参画意識の形成」	39
課題2 「政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」	44
課題3 「日常生活における男女共同参画の推進」	47
5 計画を推進するためのしくみ	50
課題1 「区の推進体制の充実」	50
課題2 「区民、関係機関等との連携」	53
6 課題ごとの数値目標	54
7 計画の評価体系	57
8 計画の見直し	58

資料

男女共同参画推進に関する国内外の動き	60
計画策定の経過	63
東京都北区男女共同参画条例	64
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	68
男女共同参画社会基本法	75
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	80
用語解説	89

第1章

計画の策定にあたって

この計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、北区男女共同参画条例に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定します。

基本理念（北区男女共同参画条例第3条から要約）

- ① すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- ③ すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に参画できる機会が確保されること。
- ④ あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- ⑤ すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- ⑥ すべての区民が互いの性を理解し、意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- ⑦ 地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に男女共同参画が推進されること。

2 策定の背景 ～第4次アゼリアプラン策定以降～

第4次アゼリアプランの策定（平成22年3月）以降、女性が広く能力を発揮できるような社会の実現に向けた取組が、少しずつ広がっています。女性の就業率は上昇を続け、女性管理職の割合もわずかながら上がってきています。

しかしながら、女性の働き方としては非正規職に就く割合が増え、出産後に離職する女性もまだまだ多いのが現状です。ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という）やストーカー行為など、女性に対する暴力事件も後を絶ちません。固定的性別役割分担意識の解消を、一層進めていくことが求められています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、災害時における男女共同参画の重要性を再認識させてくれました。

女性の活躍促進のためには、男女共同参画への男性の理解が欠かせません。これからは、女性のみならず男性の視点も含めて、固定的な性別役割分担意識の改革、暴力や人権侵害の根絶、ワーク・ライフ・バランスの実現など、様々な課題への取組を進めていくことが重要です。

（1）北区の取組

北区では、平成18年（2006年）6月に「北区男女共同参画条例」を制定し、7つの基本理念を掲げ、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けた基盤整備を行ないました。同年10月には、「北区男女共同参画審議会」を、翌平成19年（2007年）には、「北区男女共同参画苦情解決委員会」を設置しました。

また、平成22年（2010年）3月には、条例の基本理念に基づき、区の男女共同参画施策の総合的な推進を図るための行動計画（アゼリアプラン）の第4次計画を策定しました。計画の実効性を高めるために数値目標を設定したほか、進捗を管理・評価するしくみを整えて、計画を推進するなど、これらは条例制定による成果であると言えます。

そして、平成25年（2013年）6月には、第5次アゼリアプラン策定の基礎資料とするために、男女共同参画に関する意識意向調査を実施し、同年11月に区長より北区男女共同参画審議会に対し、アゼリアプランの改定について諮問を行い、翌平成26年（2014年）4月、「北区男女共同参画行動計画（第5次アゼリアプラン）のための提言」として答申がありました。

（2）世界の動き

平成22年（2010年）に国連本部（ニューヨーク）で開催された第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」は、1995年に北京で開かれた第4回世界女性会議から15年目に当たる記念の会合となりました。日本政府代表団は「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」に基づいてODAにジェンダーの視点を反映すること、実効性のある第3次男女共同参画基本計画を策定すること、さらに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の二度にわたる改正を含む女性に対する暴力根絶のための取組について報告しました。また、男女共同参画社会実現に向けて、国際社会、国際機関、NGO等との連携を、一層強化していくことを表明しました。

平成23年（2011年）に開催された第55回国連女性の地位委員会では、同年1月に正式発足した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」の発足記念式典が行われ、日本はUN Women 初代執行理事国として、積極的に貢献していく考えを表明しました。

平成24年（2012年）に開催された第56回国連女性の地位委員会では、日本政府代表団と共に日本のNGOが参加して、「災害・復興とジェンダー平等—東日本大震災と津波」「3.11から1年 東日本大震災と原子力発電所事故の影響を受けた地方女性たちの現状」といったイベントを開催しました。

平成25年（2013年）に開催された第57回国連女性の地位委員会において、日本政府代表団は、第3次男女共同参画基本計画に基づいて様々な分野で男女共同参画社会の実現に取り組んでいること、関係大臣が連携して日本経済再生のために女性の活躍促進策を検討するという事などを表明しました。

平成26年（2014年）に開催された第58回国連女性の地位委員会においては、日本政府代表団は平成27年（2015年）に仙台で開催される第3回国連防災世界会議等を見据えて、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議を再提出することを表明し、防災・復興におけるジェンダー視点の重要性を強調しました。

（3）国の動き

平成22年（2010年）に策定された「第3次男女共同参画基本計画」では、改めて強調している視点として「女性の活躍による経済社会の活性化」「男性、子供にとっての男女共同参画」「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」「地域における身近な男女共同参画の推進」が挙げられています。また、今後早急に対応すべき課題として「実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進」「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」「雇用・セーフティネットの再構築」「推進体制の強化」への取組が行われることになりました。

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災以後、男女共同参画の視点を踏まえた取組が続けられています。避難所運営などにおいて女性のニーズへの配慮や女性の参画が十分にできなかったこと、防災分野や地域・社会全体で男女共同参画が十分に進んでいないことなどが指摘され、改めて災害時における男女共同参画の推進に積極的に取り組む必要があることがわかりました。

平成24年（2012年）には、女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画が策定され、様々な対応策が検討されました。

平成25年（2013年）に男女雇用機会均等法施行規則が改正され、「募集、採用等に合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは間接差別として禁止する」対象が「総合職の労働者」から「すべての労働者」に変わりました。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは同性に対するものも含まれるようになりました。

また、平成25年（2013年）に、ストーカー行為等の規制等に関する法律に「電子メールを送信する行為」も規制対象として追加されました。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律も改正され、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」についても、法の適用対象となりました。

平成26年（2014年）に、国は女性の活躍推進のための取組を強化しました。

同年9月に「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」が東京で開催され、ラガルド国際通貨基金（IMF）専務理事やクラーク国連開発計画（UNDO）総裁など国際的に活躍する女性リーダーも多く参加しました。

さらに同年10月には、内閣総理大臣を本部長とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置することが閣議決定されました。女性が直面している様々な課題への取組を強化し、職場や家庭、地域社会において女性が輝くための政策を推進するとしています。

（4）東京都の動き

東京都では、積極的に取り組むべき課題や社会情勢の変化等により生じた新たな課題などへの取組が求められたことから、平成24年（2012年）に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2012」を策定しました。その中では、働く場における男女平等参画の促進、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現、特別な配慮を必要とする男女への支援、配偶者からの暴力の防止等への取組が盛り込まれています。また、平成21年（2009年）に東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議において「東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定され、平成24年（2012年）に東京都男女平等参画審議会における諮問、答申を経て改定されました。

さらに、東京都は「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2012」に基づきワーク・ライフ・バランスへの取組を進め、情報発信のためのウェブサイト「TOKYO ワーク・ライフ・バランス」をより充実させました。

平成26年（2014年）に第一回東京都女性活躍推進会議が開催され、女性の活躍推進に向けた取組について協議されました。

3 計画の性格

- (1) この計画は、北区男女共同参画行動計画「第4次アゼリアプラン(平成22年度～26年度)」に続く、第5次の行動計画です。
- (2) この計画は、北区男女共同参画条例第10条に定める行動計画です。
- (3) この計画は、北区男女共同参画審議会の提言を尊重し策定したものです。
- (4) この計画は、男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけます。
- (5) この計画の目標1中、課題1「配偶者暴力の防止と被害者支援」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」に該当するもので、「北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」として位置づけます。

4 計画の期間

平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)までの5か年計画とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第5次アゼリアプラン				

5 計画がめざす地域社会の姿

この計画では、条例の基本理念に従い、3つの地域社会の姿を目標としてイメージし、その実現をめざして男女共同参画を推進します。

- (1) 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会
- (2) 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会
- (3) 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

6 策定にあたっての基本的な考え方

- (1) 目標の実現に向け、今後5年間に優先的に行う取組を計画化します。
- (2) 区民、企業、関係機関、NPOなど様々な担い手との連携・協働に重点を置いて取組を進めます。
- (3) 計画の実効性を高めるため、数値目標を設定するほか、管理・評価するしくみにより、進捗状況を把握していきます。

第2章

計画の内容

目標 1

人権を尊重し健康
な生活を実現する
地域社会

課題 1 配偶者暴力の防止と被害者支援

※「北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」として位置づけます。

課題 2 男女の人権侵害防止への取組

課題 3 生涯を通じた心と体の健康支援

目標 2

仕事と家庭・地域
生活を両立できる
地域社会

課題 1 仕事と家庭生活の両立

課題 2 子育てや介護を安心して行うための環境整備

課題 3 働く場における男女共同参画の推進

目標 3

男女があらゆる分
野で学び参画する
地域社会

課題 1 育ちの場における男女共同参画意識の形成

課題 2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

課題 3 日常生活における男女共同参画の推進

計画を推進する
ためのしくみ

課題 1 区の推進体制の充実

課題 2 区民、関係機関等との連携

施策の方向

- 1 配偶者暴力の未然防止
- 2 配偶者暴力の早期発見の推進
- 3 相談体制の充実
- 4 被害者支援の充実

- 1 虐待防止への取組
- 2 人権意識の向上

- 1 妊娠・出産期に関わる支援
- 2 健康づくりへの支援
- 3 互いの性を尊重した健康づくりの推進

- 1 企業等への働きかけと支援
- 2 男女がともに担う家庭生活
- 3 ワーク・ライフ・バランスへの理解促進

- 1 子育て支援の充実
- 2 多様な保育サービスの提供
- 3 介護をサポートするしくみづくり

- 1 女性の就労・起業支援
- 2 女性の活躍促進の働きかけ
- 3 セクハラ・パワハラ等の防止

- 1 学校等における男女共同参画意識の形成
- 2 家庭における男女共同参画意識の形成
- 3 地域における男女共同参画意識の形成

- 1 政策・方針決定の場への参画促進
- 2 管理・監督者への登用と職域の拡大

- 1 男女がともに自立し生活するための支援
- 2 多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大

- 1 職員の意識啓発
- 2 計画の進捗管理
- 3 拠点施設の機能強化

- 1 区民、関係機関等との連携

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

人権の尊重は、男女共同参画社会を実現する上での基本的理念です。男女の個人としての尊厳を重んじ、社会における性差別を解消する必要がありますが、性別を理由とする差別的扱いは、未だに残っているのが現状です。DV やストーカー行為などの暴力・暴言もなかなかなくなりません。また、マスメディアでは、性別役割分担意識に基づいて男女が描かれている事が多く、女性の性的側面のみを強調した内容や表現も存在しています。以上のような性差別意識から発生する人権侵害を解消していくことが強く求められています。

特に暴力（暴言を含む）は、個人としての尊厳を傷つけるだけでなく、周囲の人々にも深刻な影響を及ぼすことが多くあります。例えば、DV は同居する子どもへの影響も深刻です。子どもが直接暴力を受けていない場合でも、両親の間での暴力を目撃することは児童虐待になります。

また、固定的な性別役割分担に基づく男性優位の社会構造の中で、男女の経済格差や女性に対する人権軽視の意識が、暴力の背景に存在しています。また、ストレスや不安感、不満の蓄積など、心の健康が損なわれることが暴力や性差別意識の誘因となる場合もあります。さらに、暴力が様々な犯罪へと結びつき、地域社会の安全安心の阻害へとつながることもあります。

男女が共に個性と人格を尊重し合う社会をつくるためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女は上下関係ではない事を認識することが大切です。また、暴力は重大な人権侵害であり、その根絶に向け、区民と各関係機関が連携して被害者の支援に取り組むことが重要です。

北区では今回、配偶者等からの暴力防止の総合的な支援施策の強化を図るため、「北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」を策定し、当該計画の中に位置づけました。

さらに、生涯にわたって心と身体の健康を保つことは、より良い家族関係、人間関係を構築し、互いに尊重し合う関係作りに大切なことです。女性の妊娠出産期における健康支援や、男女が互いに自分や相手の身体機能や特徴を思いやりを持って理解する事が求められます。また、一人ひとりが主体的に健康管理を行い、健康づくりに取り組む環境整備を行っていくことが必要です。

課題1 「配偶者暴力の防止と被害者支援」

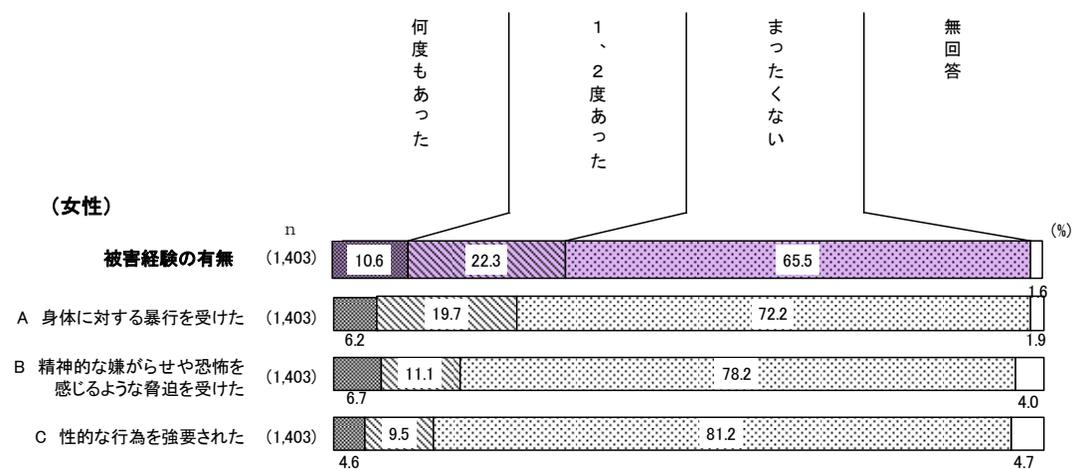
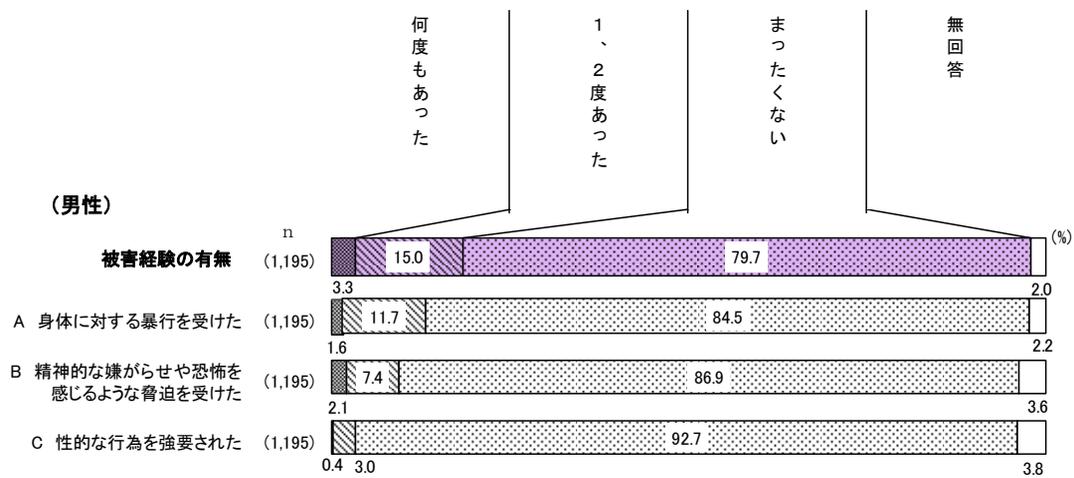
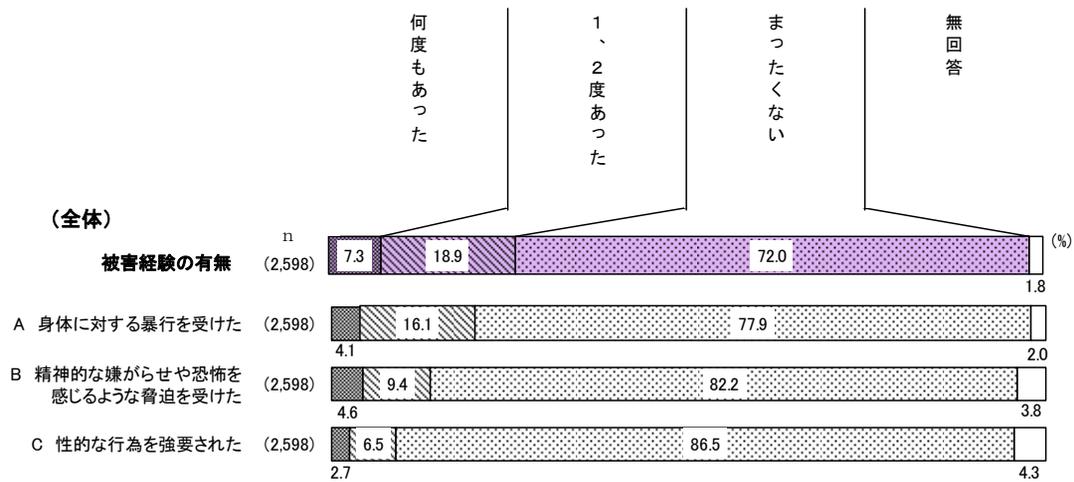
DVは暴力行為であり重大な人権侵害ですが、家庭という人目に触れにくい場所で起こることから、被害者の救済が困難でした。

国は平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し、その後三度にわたる法改正を行いました。三度目の改正（平成25年成立）では、同居する（していた）交際相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされることになりました。

東京都は、平成18年3月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定、以後平成21年、24年と基本計画を改定し、取組を続けています。区においても「北区配偶者からの暴力防止連絡協議会」を設置し、DVに関わる問題の早期解決、再発防止、被害者支援のために各関係機関と連携して取組を行っています。さらに今回、総合的な支援施策の強化を図るため、「北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」を策定するとともに、配偶者暴力相談支援センター機能を整備し、相談体制の充実や関係機関との連携強化などに取り組みます。

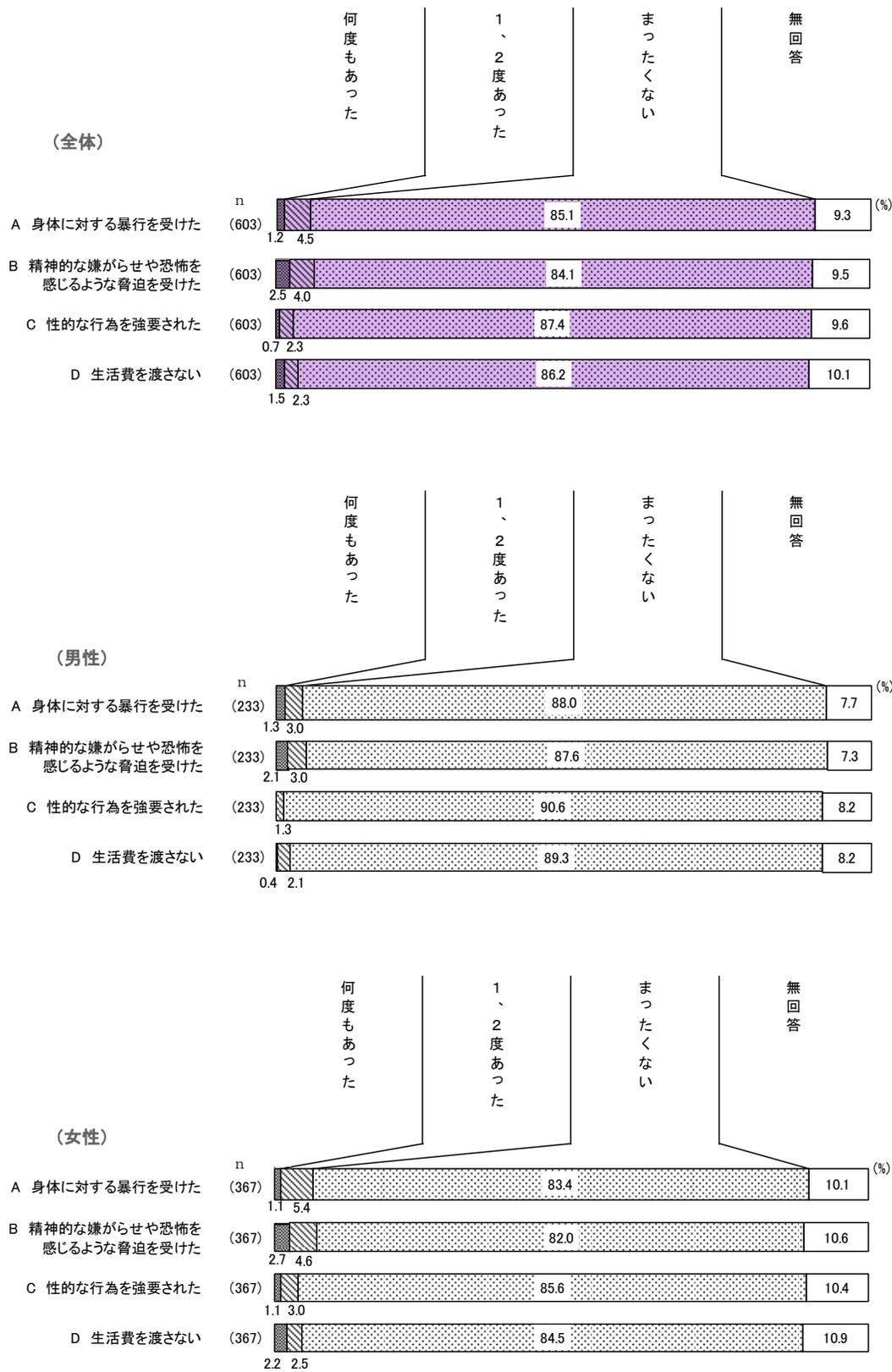
内閣府男女共同参画局が行った「男女間における暴力に関する調査」（平成24年4月）によると、女性の約3人に1人は配偶者から暴力を受け、また約10人に1人は何度も受けていると回答しています。『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』（平成25年6月実施）では、身体的暴力を受けた経験がある女性は6.5%（男性4.3%）、精神的暴力を受けた経験がある女性は7.3%（男性5.1%）、性的暴力を受けた経験がある女性は4.1%（男性1.3%）、経済的暴力を受けた経験がある女性は4.7%（男性2.5%）という結果が出ています。また、北区における配偶者・パートナーからの暴力相談件数は、平成23年度578件、24年度610件、25年度459件となっています。

◆ 配偶者からの被害経験の有無（内閣府調査）



(資料：内閣府 男女間における暴力に関する調査 H24)

◆ 配偶者からのDV被害経験の有無（北区調査）



(資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査 H25)

DV 被害者には、自分が被害者であるという自覚がないままに暴力を受け続けている人がいます。また、「夫のいう事を聞かない妻が悪い」といった性差別意識に基づいた周囲の認識不足、夫への恐怖心や経済的な不安などから被害を訴えることができない妻の孤立など、被害者が潜在化するケースも多くあると思われます。夫が妻を支配する夫婦関係を見直し、加害者・被害者を生まない男女平等の意識づくりが大切です。

さらに、家庭内における暴力のみならず、若年層を対象とした交際相手からの暴力の防止も重要です。配偶者間ではなくとも、恋人といった親しい間柄でも暴力の問題が起きており、「デート DV」と呼ばれています。高校生や大学生などの若い世代の中でも、暴力という認識がないまま交際相手によって束縛や支配などの行為が行われているケースがあり、若年層に対しても啓発を行っていく必要があります。

暴力防止への理解を広く区民に促すためには、当事者や関係者だけでなく、多くの区民に向け、様々な機会をとらえて幅広い普及活動を行うことが求められます。

また、DVは放っておくと被害が深刻になっていきますので、早期発見が大切です。そのためにも警察や医療機関、民間団体との連携を強化しながら、被害者の安全を確保し、自立までの支援を図っていくことが重要です。

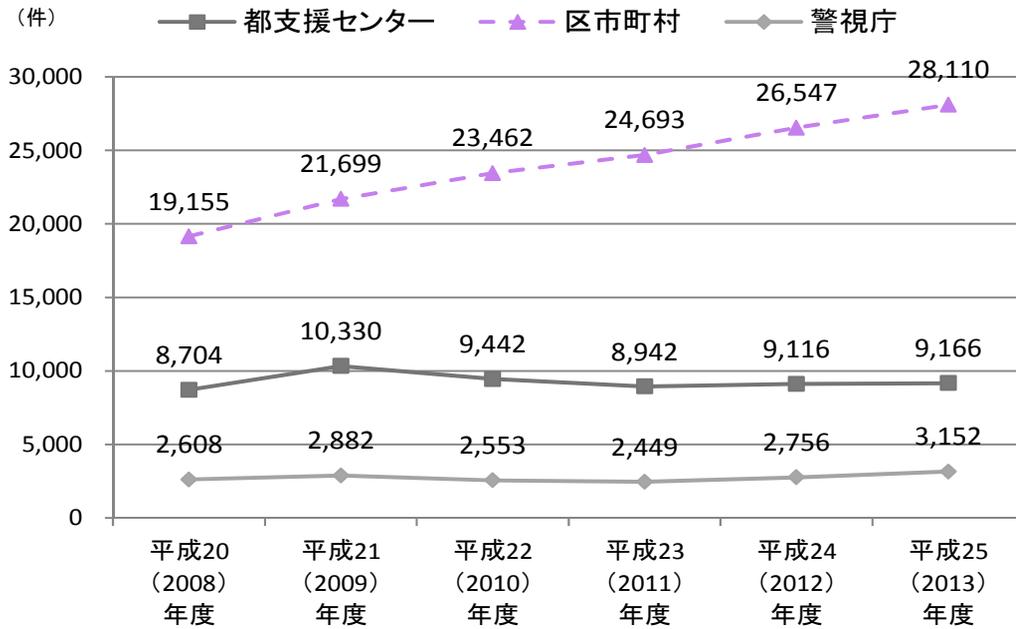


【東京都北区パープルリボンシンボルマーク】

パープルリボンは「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルマークです。

北区ではDV（配偶者等からの暴力）防止取組の一環として、北区オリジナルのシンボルマークを制定しました。

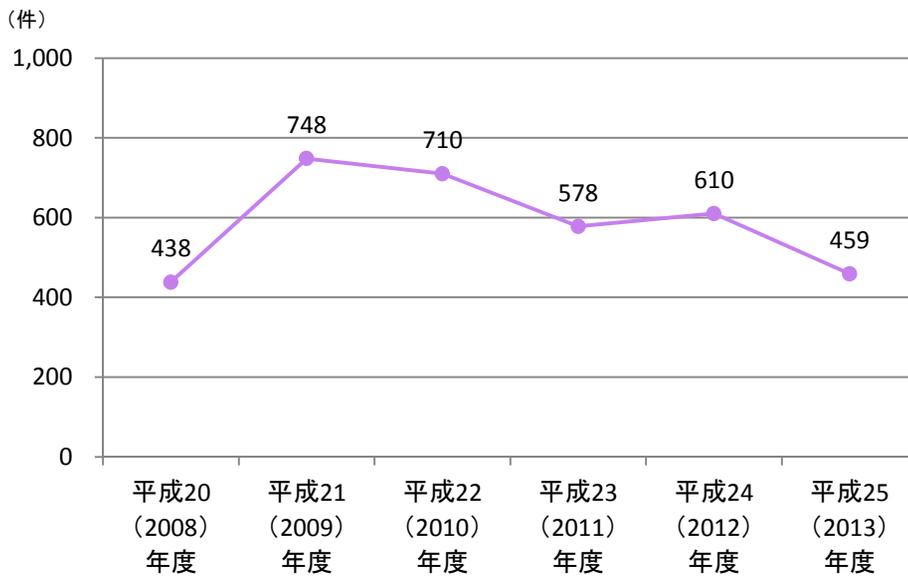
◆ 都内配偶者暴力相談件数の推移



注) ・相談件数には被害者本人以外からの相談も含む。
 ・都支援センターの相談件数は、東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センターの相談件数の合計

(資料：東京都生活文化局調べ)

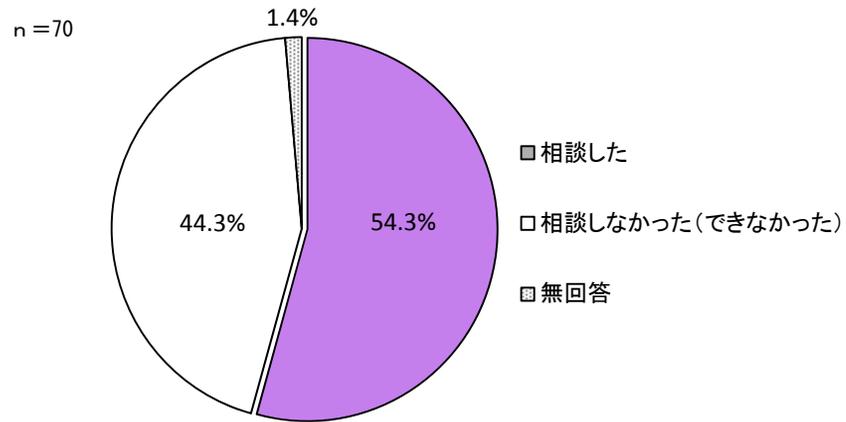
◆ 北区のDV相談件数の推移



注) 北区男女共同参画センター及び生活福祉課の相談件数の合計

(資料：北区男女共同参画推進課)

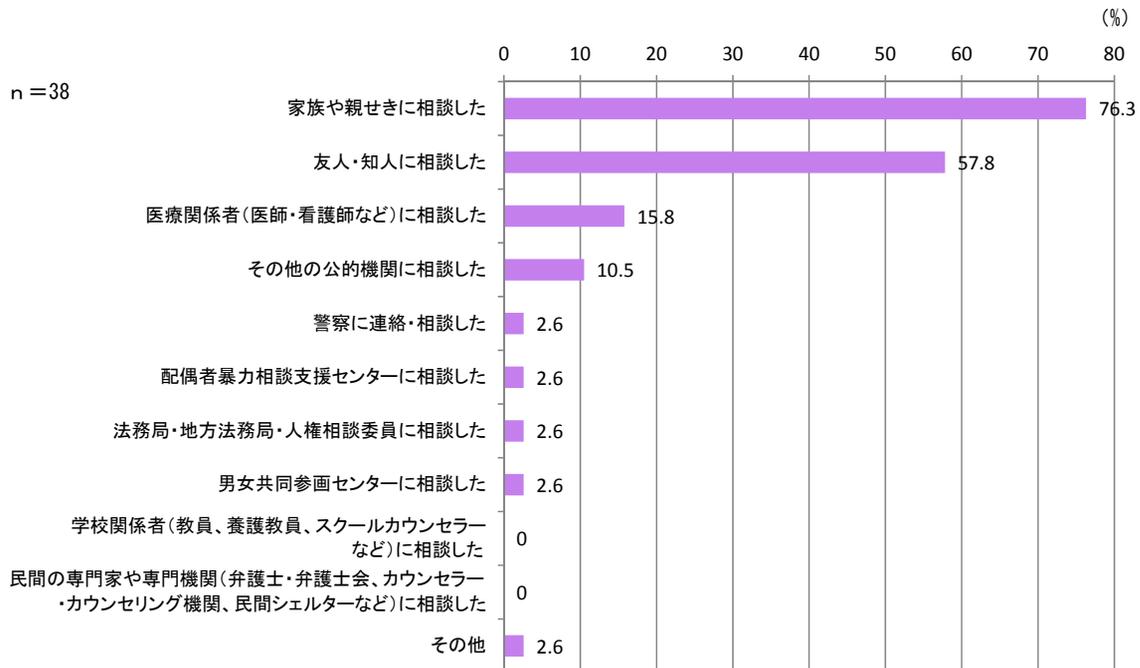
◆ DVの相談をした人の割合



注) 「北区男女共同参画に関する意識・意向調査」でDVの経験が「ある」と答えた人が対象

(資料: 北区男女共同参画に関する意識・意向調査 H25)

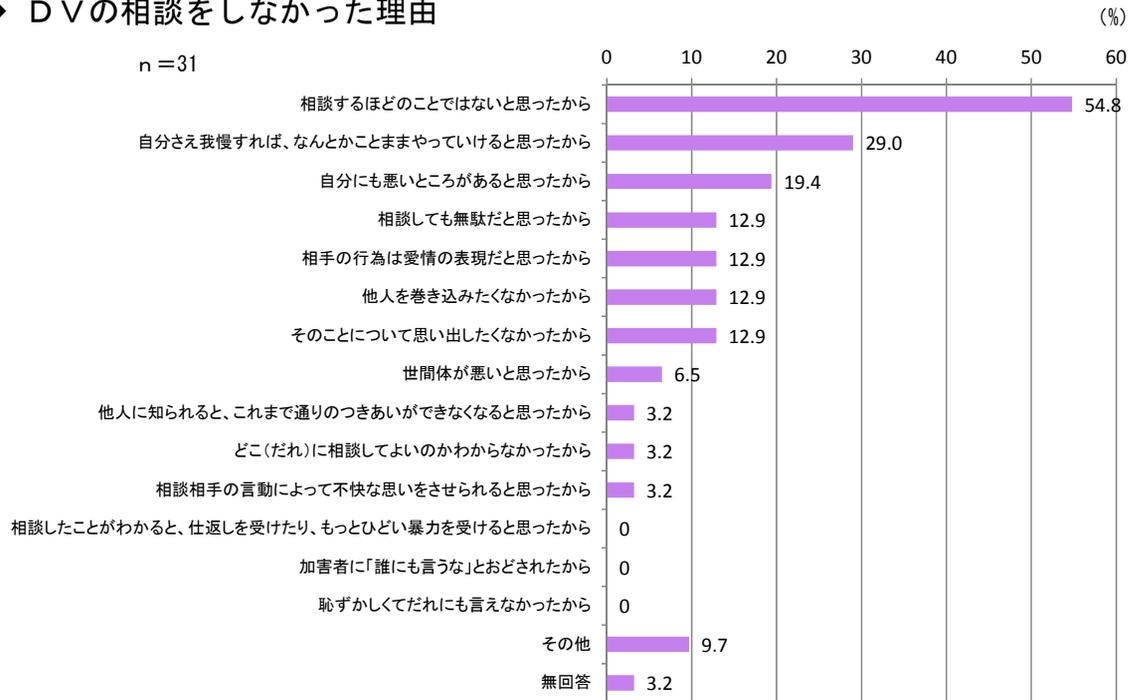
◆ DVの相談先



注) 「北区男女共同参画に関する意識・意向調査」の相談の有無で「相談した」と答えた人が対象

(資料: 北区男女共同参画に関する意識・意向調査 H25)

◆ DVの相談をしなかった理由



注) 「北区男女共同参画に関する意識・意向調査」の相談の有無で「相談しなかった(できなかった)」と答えた人が対象

(資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査 H25)

施策の方向 1

配偶者暴力の未然防止

配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を、広く区民に向け様々な機会を捉えて啓発します。また、将来、子どもたちが新たな加害者・被害者とならないよう、意識づくりに取り組む必要があります。

取組	取組の内容	担当課
1 配偶者暴力の防止に関する意識啓発	配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を講座、情報誌等により、広く区民に向け意識啓発を行います。	男女共同参画推進課
2 若年層に対する暴力防止に関する意識啓発	子どもたちが新たな加害者・被害者にならないように、中学生並びに高校生等の若年層を対象に「デートDV(交際相手間の暴力)」に関する予防啓発講座やパンフレット等で意識啓発を行います。	男女共同参画推進課

施策の方向 2

配偶者暴力の早期発見の推進

医師や保健医療機関、民生委員・児童委員、福祉関係者など日常の業務の中で配偶者暴力を発見しやすい立場にいる関係者と連携し、被害者の安全を配慮しながら適切な対応が図られるよう、情報提供を行う必要があります。

取組	取組の内容	担当課
3 関係機関との連携	被害者の早期発見のために「配偶者からの暴力防止連絡協議会」等の運営を通して、医療機関や民生委員・児童委員等の関係機関との連携を推進します。	男女共同参画推進課

施策の方向 3

相談体制の充実

被害者本人や配偶者暴力に気づいた人がすぐに相談することができ、適切な支援が総合的に行えるように相談体制の充実を図る必要があります。

取組	取組の内容	担当課
4 相談窓口の周知	被害者が早期に相談窓口を利用して、様々な支援情報を得られるようにするため、「相談窓口周知カード」の配布等により窓口の周知を図ります。	男女共同参画推進課
5 相談事業の充実	相談に迅速に対応するため、相談時間や相談日数を増やすなどして相談事業の充実を図ります。また加害者への取組は引き続き「相談」の一環として行います。	生活福祉課 男女共同参画推進課
6 配偶者暴力相談支援センター機能の整備	被害者の早期発見と総合的な支援等を行うため、「配偶者暴力相談支援センター」の機能整備を行います。	男女共同参画推進課

施策の方向 4

被害者支援の充実

被害者の安全を確保しながら、就労や住宅の情報提供、子どもの教育等の支援について、関係機関と連携し、生活の再建・自立支援の充実を図る必要があります。

取組	取組の内容	担当課
7 安全確保のための支援体制の整備	緊急一時保護を実施するとともに被害者の個人情報については、関係機関が連携しながら管理の徹底を行い、被害者の安全を守ります。	生活福祉課
8 自立支援の充実	被害者の生活再建をはじめとし、同行支援の実施や自助グループ活動の支援等、被害者が新たに自立した生活を送ることができるように、関係機関と連携しながら総合的かつ継続的な支援を行います。	生活福祉課 男女共同参画推進課
9 関係機関・団体等との連携強化	円滑な被害者支援等を行うために関係部署や警察等との情報共有を図るなど連携を強化します。	男女共同参画推進課

課題2 「男女の人権侵害防止への取組」

男女の人権を侵害する様々な問題が指摘されています。児童や高齢者、障害者に対する虐待も大変深刻な人権侵害問題です。

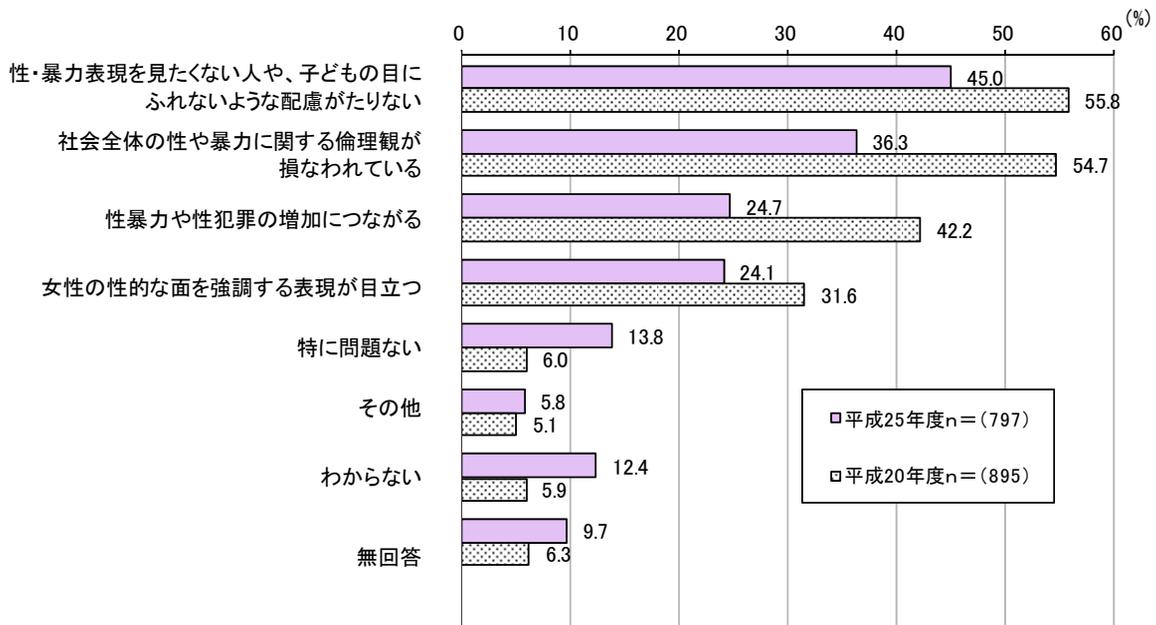
高齢者虐待や障害者虐待では、介護者の介護に対する不安や疲労、ストレスなどの蓄積から虐待に至るケースが数多く報告されています。児童虐待も、孤立した母子関係や父子関係などがストレスになり、虐待に走ってしまうケースがあります。また、家庭内でのDVは、同居する子どもにも直接被害が及ぶケースがあり、心理的外傷を与えるなど児童虐待が複合的に発生する場合があります。このような虐待も、DVと同じように家庭内でおこることが多いので、周囲が気づくことが難しく、また、被害者が被害を自覚しにくい、訴えにくいという深刻な問題があります。加害者・被害者を生まないために、孤立を防ぐ取組が求められます。

また、テレビやインターネットなど様々なメディアから流される中傷や非難、また女性や子どもの性を商品化するような表現は、人権を侵害し誤ったイメージを社会に広める可能性があります。こうした多様なメディアの影響力の大きさを踏まえ、男女共同参画の視点に立って、様々な情報を正しく判断し、自らも適切な情報が発信できるようにしていくことが課題です。例えば、『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』（平成25年6月実施）では、メディアにおける性・暴力表現について、「性・暴力表現を見たくない人や、子どもの目に触れないような配慮が足りない」と感じている人の割合が、45.0%となっています。また、「女性の性的な面を強調する表現が目立つ」と感じる人の割合は、24.1%となっています。いずれも前回調査（平成20年度）からは割合が減っていますが（55.8%→45.0%、31.6%→24.1%）、メディアの表現に対して男女共同参画の観点から問題があると感じている人が多くいることがわかります。

こうした表現を改めていくためには、情報の受け手がメディア・リテラシーを高め、正しい判断と意思表示をすることが、男女共同参画の視点からは大切です。

一人ひとりが尊厳を持って生活を送ることができるよう、社会全体の意識の変革を求めるとともに、実効性のある取組が必要とされています。

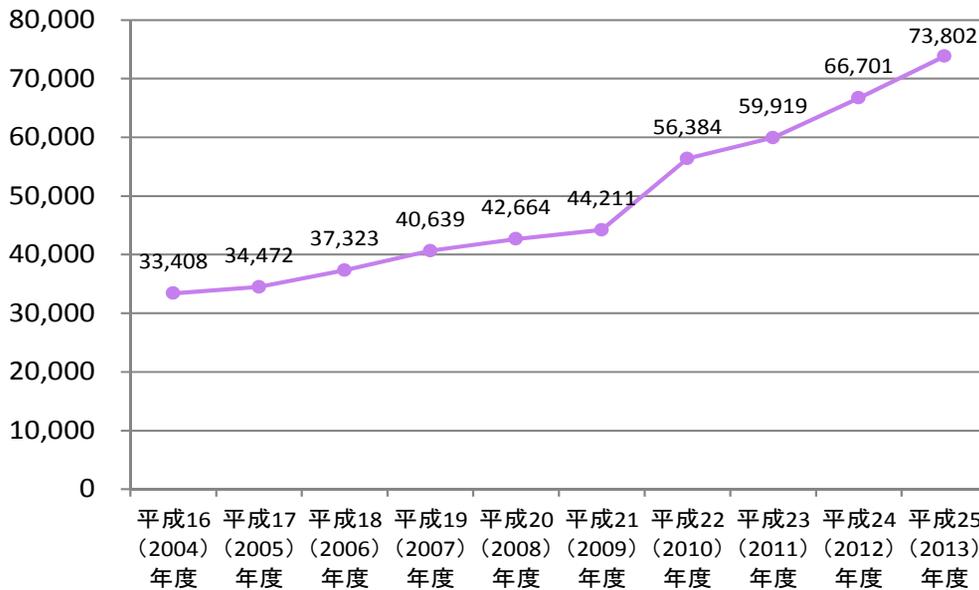
◆ メディアにおける性・暴力表現について



(資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査 H25)

◆ 児童相談所での児童虐待相談対応件数（全国）

(件)



注) 平成22年度の件数は東日本大震災の影響により、福島県を除く数値

(資料：厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課)

施策の方向 1

虐待防止への取組

家庭内で起こる虐待を防ぐには、身近な地域での見守りが必要であり、関係機関が連携して支援を行う必要があります。また、講座、研修等により虐待防止に関する意識の啓発を行います。

取組	取組の内容	担当課
10 早期発見等と関係機関の連携強化	児童、高齢者、障害者等への虐待等、人権を侵害する行為の未然防止と早期発見に向け、切れ目のない総合的な支援を行うため、関係部署と連携を図り、取組を一層強化します。	広報課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 児童虐待対策担当課
11 虐待防止に関する意識啓発	児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等に関する知識・情報提供及び意識啓発の研修等を実施し、虐待防止に対する意識の向上を図ります。	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 児童虐待対策担当課

施策の方向 2

人権意識の向上

人権尊重や男女共同参画の視点に立って、一人ひとりがメディアからの情報を正しく読み取り、選択する能力を養う必要があります。また、人権に関して、より理解を深めるために意識啓発を行います。

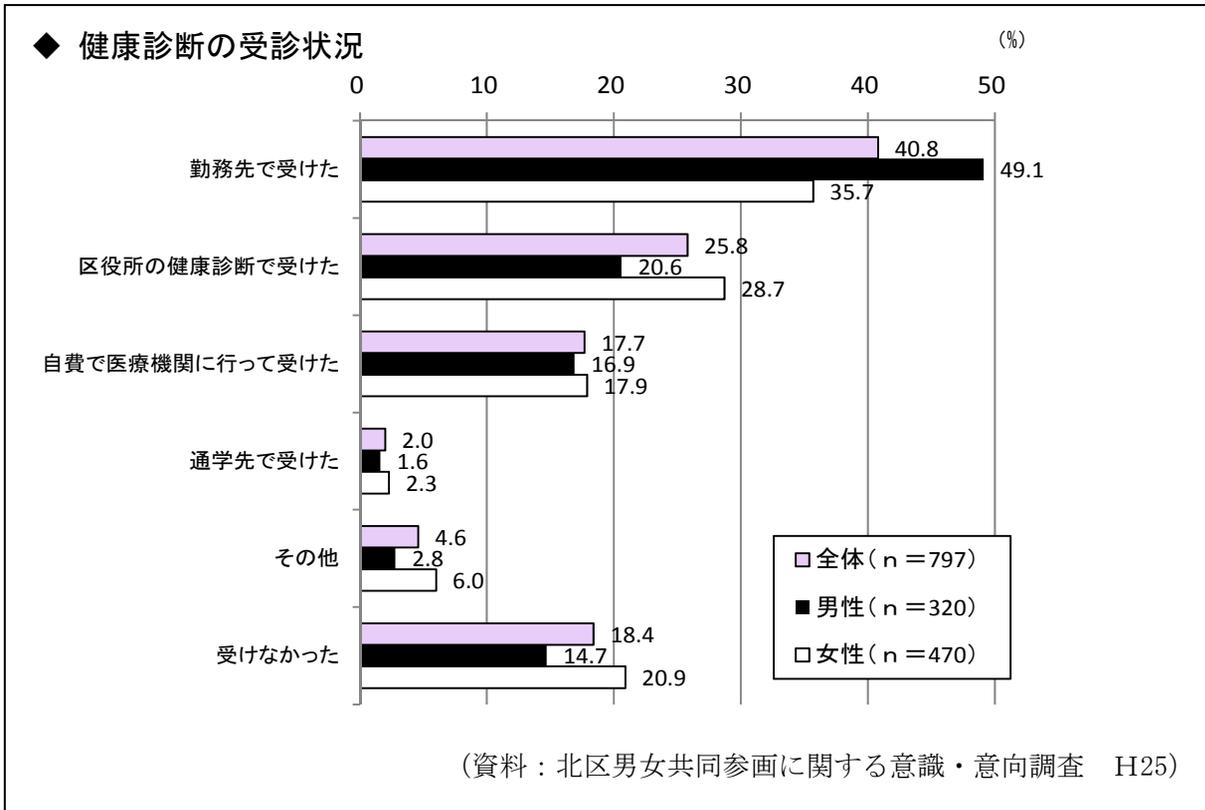
取組	取組の内容	担当課
12 メディアの持つ特性の理解促進	学校では、インターネット等のメディアを正しく使いこなせるように授業を通して啓発します。また、メディアによる情報等を、自らの確に読み解き活用できる能力が身に付くよう、講座、情報誌等により啓発を行います。	男女共同参画推進課 教育指導課
13 人権に関わる意識啓発	人種、信条、性別、社会的身分等により、人権侵害がおこらないよう意識啓発を行います。	総務課 男女共同参画推進課

課題3 「生涯を通じた心と体の健康支援」

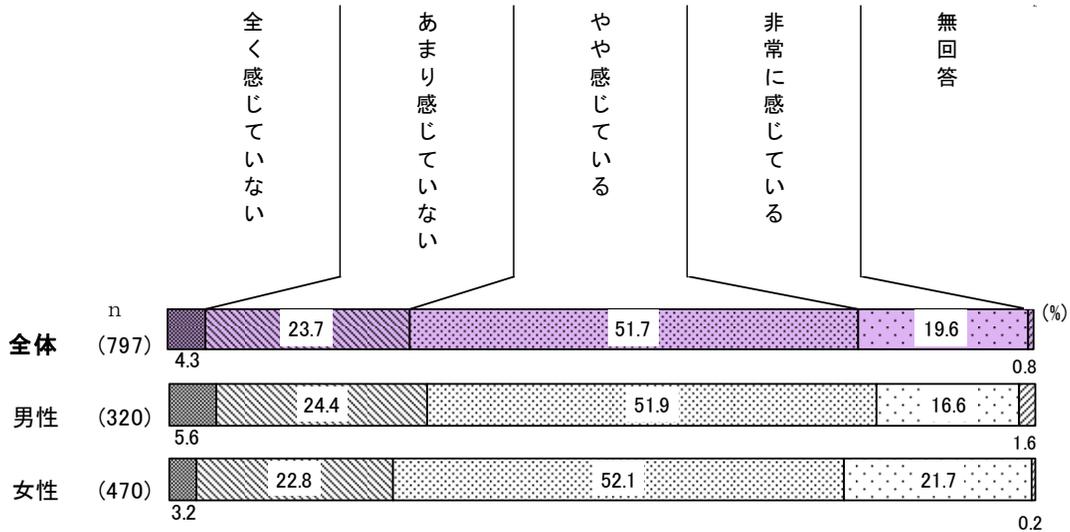
思春期から高齢期など生涯を通し、男女がお互いにそれぞれの身体の機能や特徴の理解を深め、思いやりを持ち、健康に生涯を過ごしていくことは、男女共同参画を進める上でとても重要なことです。男女の互いの性差を考慮した健康づくりの推進が求められます。

特に女性には人生の各段階（思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など）に応じて、男性とは異なる健康問題が多くあることを理解する必要があります。例えば、妊娠や出産期は、女性の健康にとって大きな節目であり、安心して子どもを産むことができる環境整備が大切です。

生涯を通じて心も体も健康に過ごすためには、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、行政は健康診断などを充実させるほか、区民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進める必要があります。さらに、近年はストレスなどによる心の健康が問題となっていることから、世代に応じたメンタルヘルス対策にも取り組む必要があります。



◆ 日頃のストレス



(資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査 H25)

施策の方向 1

妊娠・出産期に関わる支援

妊娠・出産期を安心して過ごすことができるよう、支援を行う必要があります。

取組	取組の内容	担当課
14 母子保健事業の推進	女性が安心して妊娠・出産から育児期を過ごすことができるよう、保健医療の情報提供を行うとともに、妊産婦健康診査や訪問指導等の支援を進めます。	健康いきがい課
15 情報提供と男性の理解促進	妊産婦に対し、出産前後の不安解消のために、保健医療に関する情報を提供するとともに、父親となる男性を対象に、講座や冊子等により男性の育児に関する取組を支援します。	健康いきがい課 子育て支援課

施策の方向 2**健康づくりへの支援**

生涯にわたって安心して健康な生活を送ることができるよう、病気の早期発見や健康増進などの支援を行う必要があります。

取組	取組の内容	担当課
16 区民健診の受診促進	生涯にわたって安心して健康な生活を送ることができるよう、病気の早期発見につながるような基本的な健康診査を行い、区民の健康管理を進めます。 また、乳がんや子宮がんなど女性に多い疾病について、健康診査の受診率向上のための啓発を行います。	国保年金課 健康いきがい課
17 健康増進のための支援	男女がともに生涯健康な生活を送ることができるよう、意識づくりや生活習慣の改善を図るための様々な支援を行います。	健康いきがい課
18 心と体の健康の保持	保健師や臨床心理士による、心と体の健康に関する相談体制を充実します。	健康いきがい課 障害福祉課

施策の方向 3**互いの性を尊重した健康づくりの推進**

男女がお互いの健康に配慮し、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援を行います。
また、妊娠や出産などについて情報提供などを行い、女性のライフステージに合った健康づくりについて支援を行う必要があります。

取組	取組の内容	担当課
19 性差を考慮した情報提供	男女特有の疾病の予防・早期発見を図るため、講座や情報誌等による情報提供を行います。また、妊娠・出産等女性のライフステージに応じた知識・情報を提供します。	健康いきがい課 男女共同参画推進課
20 エイズや性感染症などの情報提供	エイズや性感染症及びウイルス肝炎に関する相談・検査を実施するとともに、予防健康教育を実施し、正しい知識や情報を提供します。	保健予防課

3

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランスよく両立できる地域社会をめざします。

社会や経済情勢の変化に伴い、人々のライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。少子高齢化が進み、雇用環境も大きく変わっていく中で、男女の働き方や暮らし方の見直しが必要となってきています。近年、仕事優先の生活から、仕事と家庭の両立の生活を意識する人が増加しています。自分自身や家族との時間を大切にしつつ、仕事との両立を図るというワーク・ライフ・バランスの重要性が強く意識されています。

しかしながら、雇用情勢の厳しい中、安定した仕事に就けないなど雇用不安に直面する労働者が増える一方、長時間労働の常態化により、家庭や地域社会で過ごす時間がない労働者もまだまだ多くいるという二極化が起こっています。また、家事や育児、介護、さらには地域活動も、その多くを女性が担っているという現状も引き続き生じています。女性に対する家庭責任の偏りは、女性の就労継続や再就労を困難にすることが多々あります。その他にも、母子家庭や父子家庭、一人で親の介護を担っている人たちも増加しており、中には離職せざるを得ない人もいます。男女共に、仕事と生活のバランスに関して問題が深刻さを増していく可能性があります。

男女共同参画社会は、男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、家庭生活と仕事、地域活動をバランスよく行うことができるような社会をめざしています。また、企業が多様な人材を生かし、活力ある社会を築くために、ワーク・ライフ・バランスを社会的に広めていくことが必要です。ワーク・ライフ・バランスを単に仕事と育児の両立支援策として捉えるのではなく、すべての人の問題であることを認識することがとても重要です。その上で、個人のライフステージやニーズに応じた働き方を選択し、仕事と家庭生活、地域生活をバランスよく両立させることができるような環境整備を進めていかなければなりません。

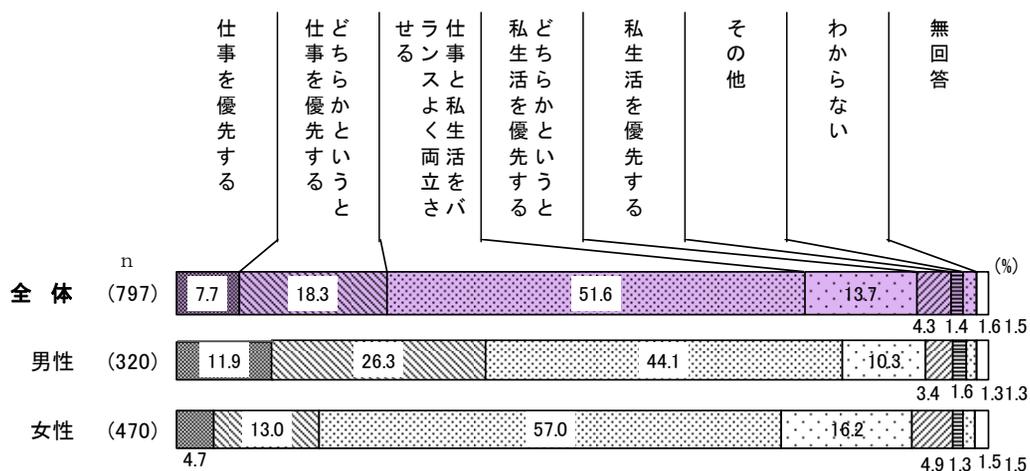
課題1 「仕事と家庭生活の両立」

国は、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び施策の方針を定めた「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

平成22年6月に改定が行われ、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現によって雇用の質の向上を目指し、また仕事と生活の調和が地域社会の活性化にもつながるとして、ワーク・ライフ・バランスの更なる理解を深めていくとしています。

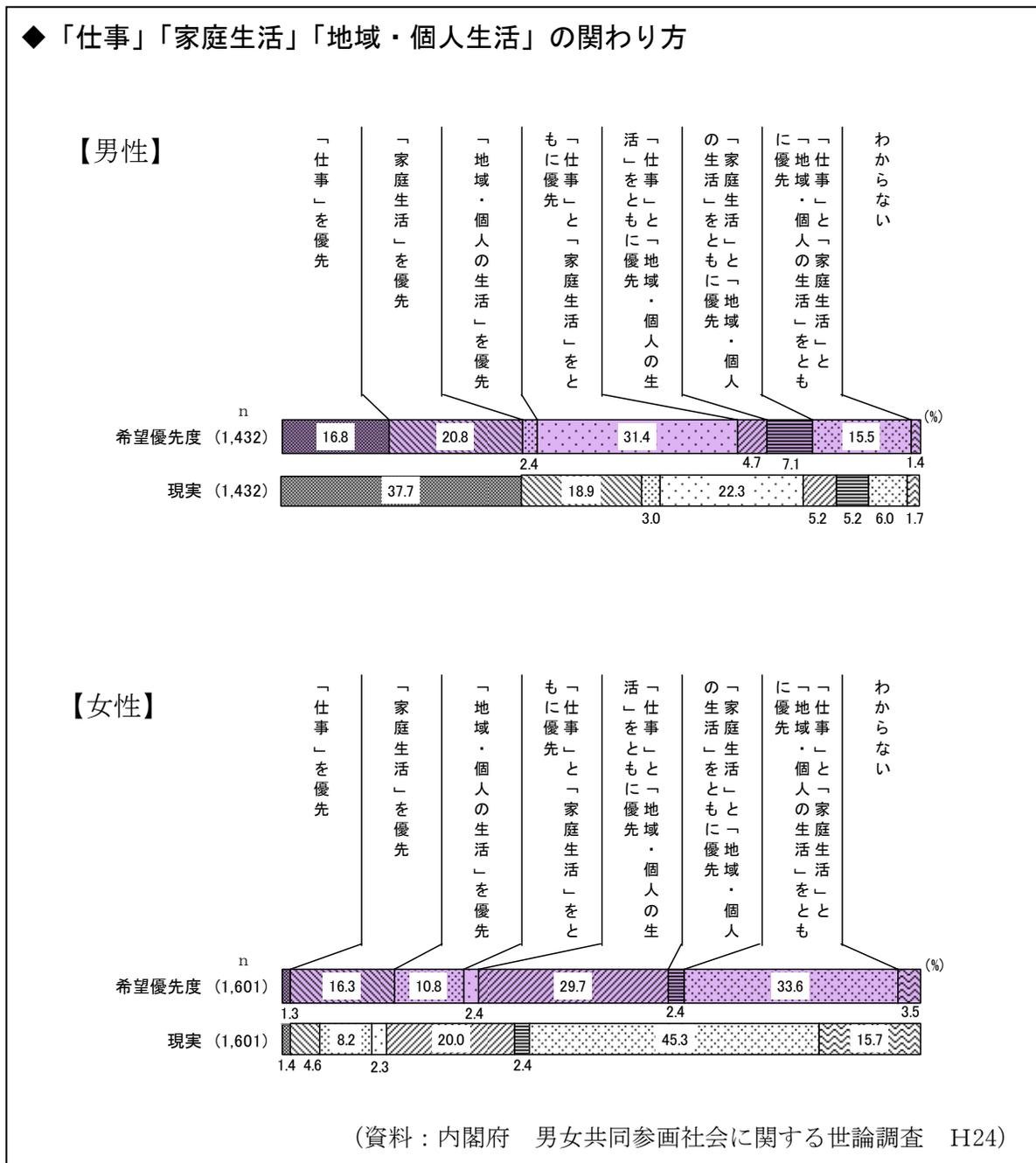
『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』（平成25年6月実施）では、仕事と私生活の両立について、「バランスよく両立させる」という考えを支持するという回答が51.6%で最も高くなっています。しかし、男性に限ると、「仕事を優先する」「どちらかという仕事を優先する」を加えると、4割近くを占め（女性は2割未満）、「仕事と私生活をバランスよく両立させる」という回答は44.1%となっています（女性は57.0%）。「男は仕事」という固定的な性別役割分担意識の影響が根強くあるようです。

◆ 仕事と私生活の両立についての考え



(資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査 H25)

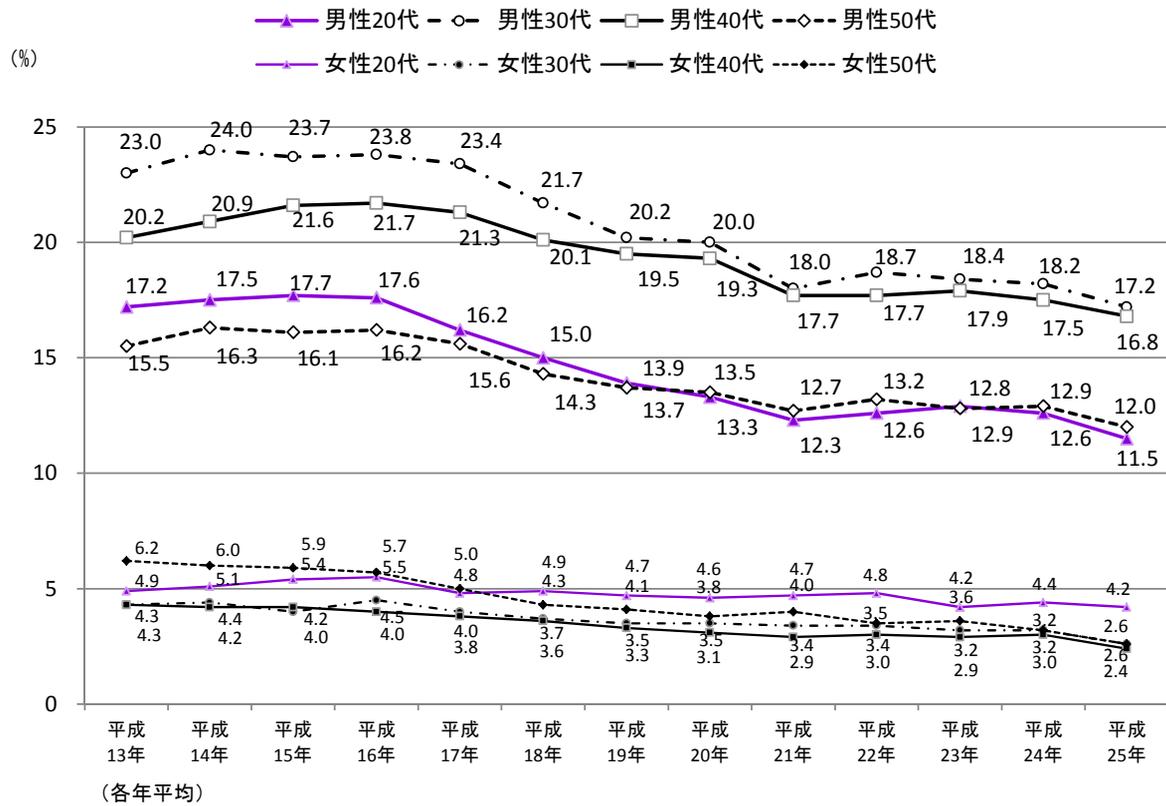
内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成24年10月実施）によると、「家庭生活」や「地域・個人の生活」より「仕事を優先したい」と希望する男性は16.8%に過ぎませんが、現実として「仕事優先」となっている男性は37.7%に上ります。



このようにワーク・ライフ・バランスに関する意識は、一定程度示されていますが、家庭・企業に未だ十分に浸透されているとは言えません。特に経営情勢や雇用環境が厳しい中、一層の効率性と生産性の向上を迫られ、大変厳しい状況にさらされています。

しかし、ワーク・ライフ・バランスをさらに促進し、男性の長時間労働の常態化の見直しや女性の職場への参画を進める必要があります。ワーク・ライフ・バランスが進むと、企業にとっても、優秀な人材の確保・定着、労働者の意欲の向上、仕事の見直しと効率化、企業のイメージアップや社会的評価の向上など、多様なメリットが考えられます。

◆ 年代別週60時間以上就業する雇員の割合（全国）



注) ・休業者を除く非農林業就業者の数値である
 ・平成23（2011）年平均は、岩手県、宮城県及び福島県を除く

(資料：東京都生活文化局 東京の男女平等参画データ2014)

施策の方向 1

企業等への働きかけと支援

ワーク・ライフ・バランスの取組に秀でている企業等を顕彰し、その取組事例の紹介等を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る必要があります。また、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等に対して、アドバイザーを派遣し、推進サポートを行うことが大切です。

取組	取組の内容	担当課
21 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる区内中小企業等を顕彰し、企業の取組事例等を広くPRを行うとともに、融資斡旋や推進費用の補助、契約制度の優遇措置等の支援を行います。また、アドバイザーを派遣し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等をサポートします。	男女共同参画推進課

施策の方向 2

男女がともに担う家庭生活

家事・育児の担い手として、男性への積極的な意識啓発などを行う必要があります。

取組	取組の内容	担当課
22 男性の子育て・家事協働支援	男性が子育てや家事に主体的に参画するための知識やスキルを身につける講座を開催します。また、男性同士で子育てのアイデアや経験を分かち合う場を提供します。	子育て支援課 男女共同参画推進課

施策の方向 3

ワーク・ライフ・バランスへの理解促進

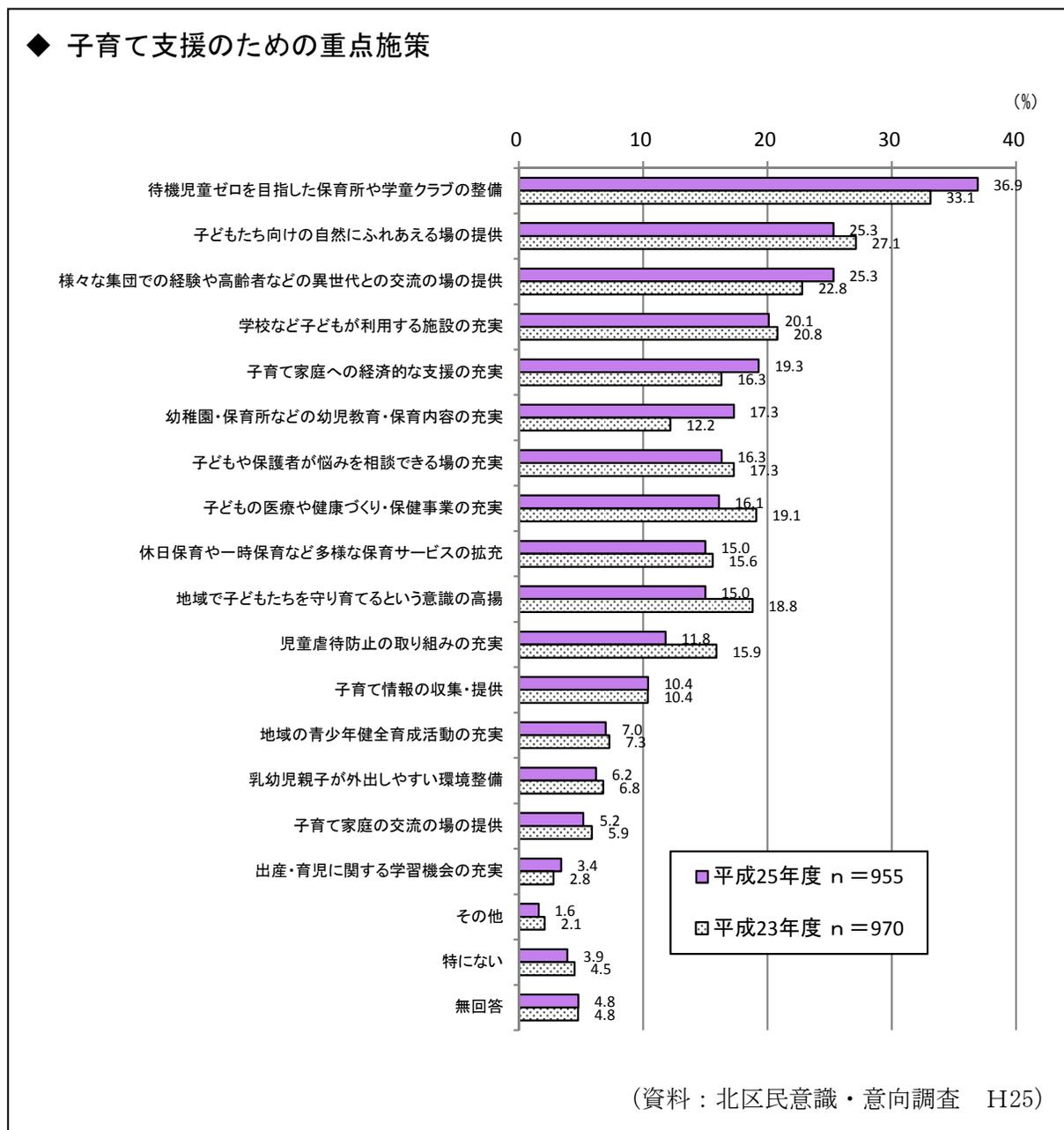
ワーク・ライフ・バランスの理解を深めるために、企業や働く人に対して、情報提供や啓発活動を行う必要があります。

取組	取組の内容	担当課
23 ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの取組や推進方法及び仕事と生活の両立に役立つ内容について、講座や情報誌等により、情報提供を行います。	産業振興課 男女共同参画推進課

課題2 「子育てや介護を安心して行うための環境整備」

平成26年版高齢社会白書（内閣府）によると、少子高齢化はさらに進み、平成37年（2025年）には65歳以上の高齢者人口の割合が30.3%に達すると推計されています。ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、子育てや介護を地域社会全体の問題として捉える必要があり、区民が不安や孤立感を抱えずに、いつでも安心して子育てや介護ができる環境を整えることが重要です。

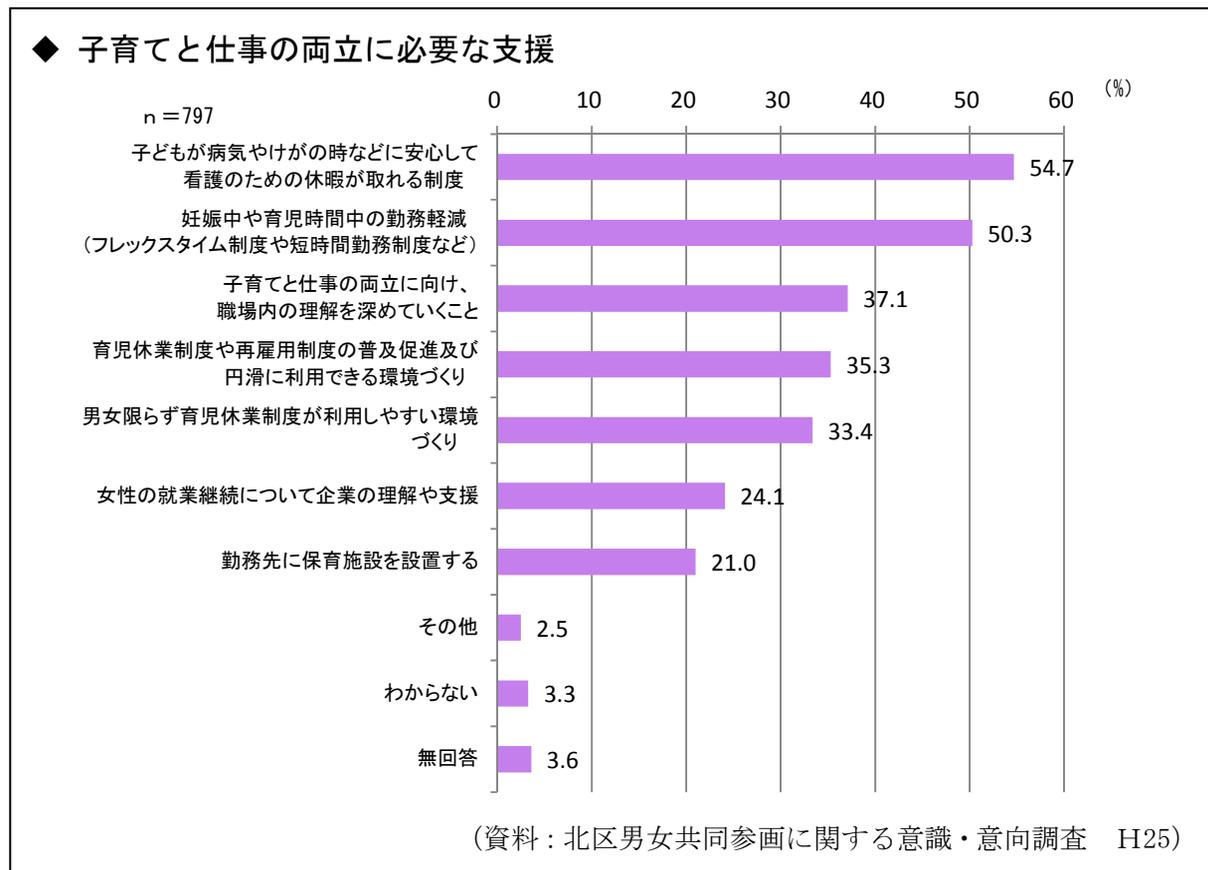
「北区民意識・意向調査」（平成25年6月実施）の結果では、「子育て支援のための重点施策」について、「待機児童ゼロを目指した保育所や学童クラブの整備」への要望が36.9%、次に「子どもたち向けの自然にふれあえる場の提供」25.3%、「様々な集団での経験や高齢者などの異世代との交流の場の提供」25.3%と続いています。



そこで、現在、区が検討を行っている子ども・子育て支援新制度設計の中で、認可保育所等の質・量の充実をはじめ、利用者支援、地域子育て支援拠点事業及び放課後子ども総合プラン等の取組により、地域における子育て支援をより充実させる必要があります。

また、多様な保育サービスの提供も喫緊の課題です。区は待機児童の解消に積極的な取組を行っていますが、増加の傾向にあり、今後も解消に向けての継続的な取組が必要です。病児・病後児の保育に関しては、子育て家庭の継続就労を維持するために、更なる整備が求められています。

さらに、子育てと仕事の両立に必要な支援について、『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』（平成25年6月実施）では、「子どもが病気やけがの時などに安心して看護のための休暇が取れる制度」や「妊娠中や育児時間中の勤務軽減」を求める人が50%を超えています。これらを推進するためには、企業等への情報提供などの働きかけが必要です。

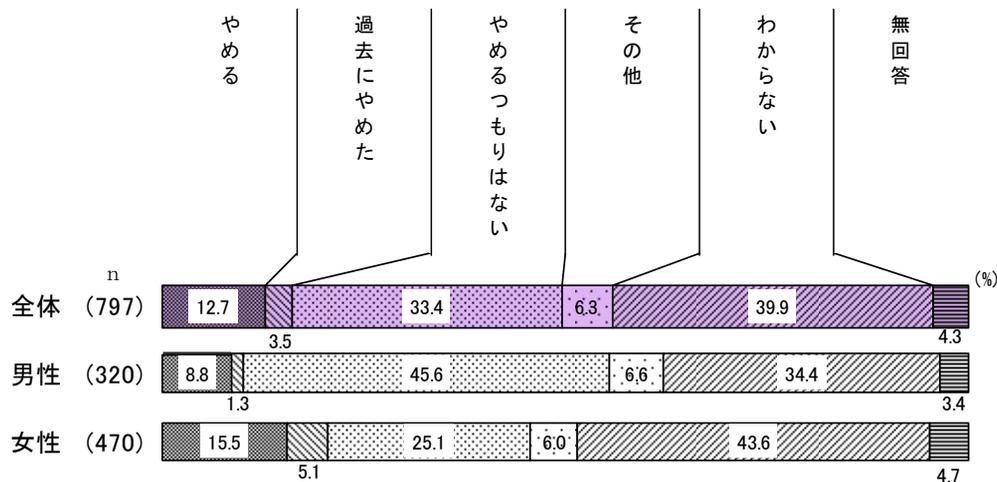


平成12年（2000年）に介護保険制度が実施されてから、介護は、家族だけでなく社会全体で担っていく体制が構築されています。

しかし、実際には、介護の負担を家族が担う場合も多く、介護による離職・転職者数は年々増加しており、介護をサポートするしくみづくりの強化も必要となっています。

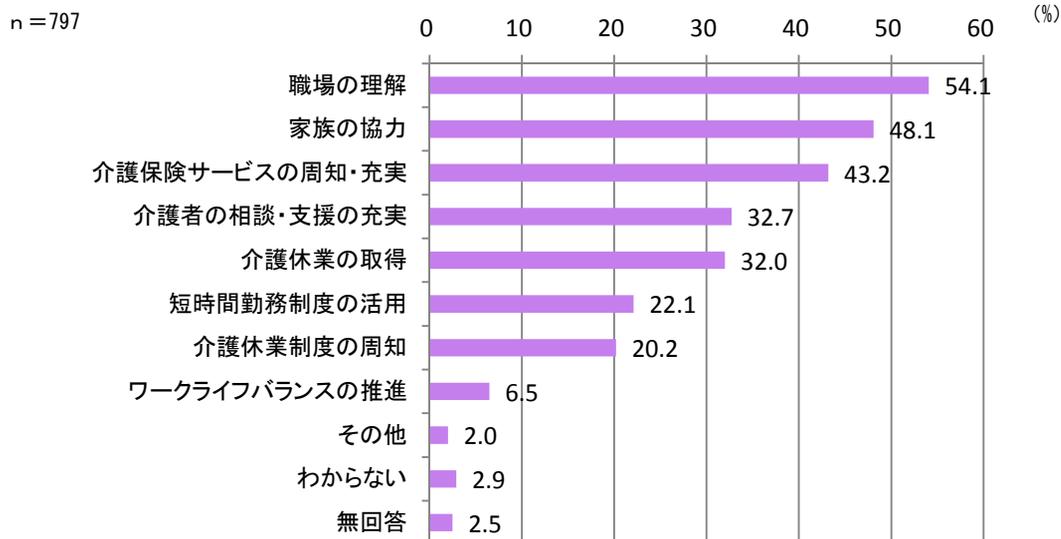
「平成24年度東京都男女雇用平等参画状況調査」によると、従業員の約8割が仕事と介護を両立することに不安を感じています。『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』（平成25年6月実施）では、「介護が必要になった場合、仕事をやめますか」という設問に対し、「やめる」と「過去にやめた」という回答が合わせて16.2%です。また「介護と仕事の両立に必要な支援」としては、「職場の理解」54.1%、「家族の協力」が48.1%、「介護保険サービスの周知・充実」43.2%と続いています。

◆ 介護を行うための退職



(資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査 H25)

◆ 介護と仕事の両立に必要な支援



(資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査 H25)

施策の方向 1

子育て支援の充実

子ども医療費の助成や地域による子育ての支援、育児中の養育者の相談体制の充実などを図る必要があります。また、放課後子ども総合プランの区内全小学校での実施を進め、子育て家庭の育児支援を行う必要があります。

取組	取組の内容	担当課
24 子育て家庭への支援	地域による子育ての支援、乳幼児親子の新たな居場所づくり、養育力が低い家庭への支援など、子育て支援の一層の充実を図っていきます。 また、子育て世帯への経済的支援を行うため、子ども医療費を助成するとともに、育児中の養育者の相談体制の充実なども図ります。	子育て支援課 児童虐待対策担当課 男女共同参画推進課
25 就学後の支援	小学校への就学時に親子ともにスムーズに生活が移行でき、安心して過ごせるよう学童クラブの充実を図るとともに、放課後子ども総合プランの区内全小学校での実施を進めます。	子育て支援課 学校地域連携担当課
26 地域で支えるしくみづくり	区民等の地域における相互援助活動として、ファミリー・サポート・センター事業の制度をより充実させ、地域全体で子育て家庭への支援を行います。また、放課後における子どもたちの安全・安心で健やかな活動拠点の充実を図るため、放課後子ども総合プランを推進します。	子育て支援課 児童虐待対策担当課 学校地域連携担当課
27 ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の各種生活支援・給付事業などを行うとともに、自立に向けての支援を行います。	生活福祉課 子育て支援課
28 相談体制の充実	子育て中の様々な不安や悩みをひとりで抱えずに、安心して子育てができるように、いつでも気軽に相談できる窓口や体制の充実を図ります。	健康いきがい課 生活福祉課 子育て支援課 児童虐待対策担当課 教育指導課

施策の方向 2

多様な保育サービスの提供

待機児童解消の推進や、病児保育の早期実施へ取組を強化することが必要です。

取組	取組の内容	担当課
29 保育サービスの充実	働く男女が安心して仕事と子育てを両立できるよう、保育施設の拡充や、受け入れ児童数の増加など保育サービスの充実を図ります。	保育課
30 就労形態など事情に応じた保育サービス	延長保育、休日保育、病児病後児保育等、それぞれのいろいろな働き方に合わせた保育サービスの充実を図ります。	保育課

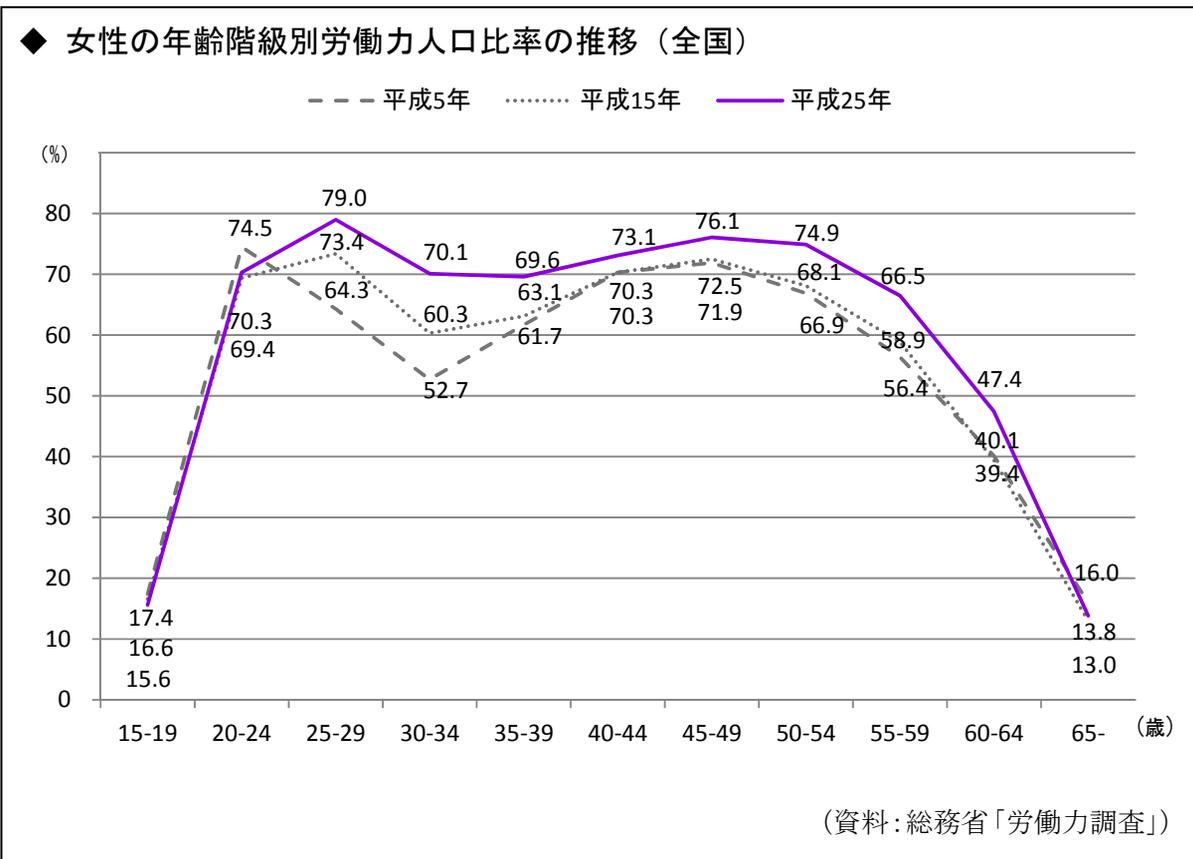
施策の方向 3**介護をサポートするしくみづくり**

家族が介護を行うためのサポートシステムの一層の充実及び関係機関のネットワークの強化を図るとともに、介護者に対し、介護保険制度や介護による離職防止等に関する情報提供を行う必要があります。

取組	取組の内容	担当課
31 地域で支えるしくみづくり	高齢者あんしんセンターを中心とした医療・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築への取組を進めます。	高齢福祉課
32 介護のための離職防止・職場復帰等のための支援	家族の介護による離職防止のため、介護者や介護保険該当者へ介護保険制度の利用方法等をはじめとし、介護と仕事の両立に役立つ知識・情報等を早い段階から提供します。また、離職後の職場復帰のための情報提供等、介護者への支援に取り組みます。	男女共同参画推進課

課題3 「働く場における男女共同参画の推進」

国は第3次男女共同参画基本計画において強調する視点の一つとして「女性の活躍による経済社会の活性化」を掲げています。総務省「労働力調査」によると、現状では、女性（25歳～44歳）の非労働力人口の約4割が就業を希望しているにもかかわらず、その多くが家事・育児のために就業を断念しています。女性の労働力率は上昇していますが、M字型曲線の谷の解消には至っていません。

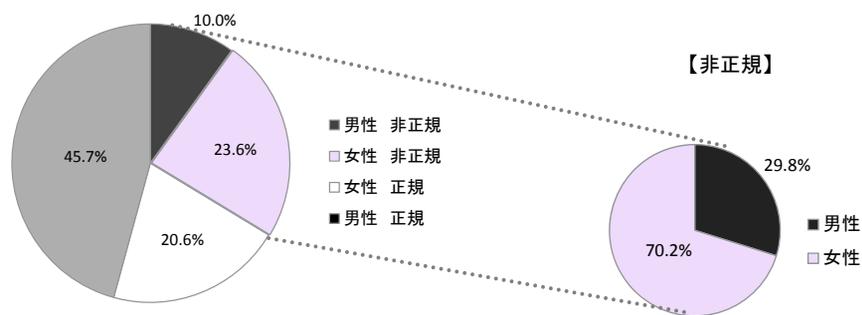


女性が出産・育児等で退職した後に再度就労する際には、雇用条件が非常に厳しくなり、特に正規雇用につくことは困難になっています。総務省「労働力調査（2012年）」によると、非正規雇用者のうち女性は約7割を占めています。

また、『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』（平成25年6月実施）の結果では「女性の再就職にどのような支援・対策が必要か」という設問に対し、「保育所等の施設整備」が72.6%と最も高くなっています。

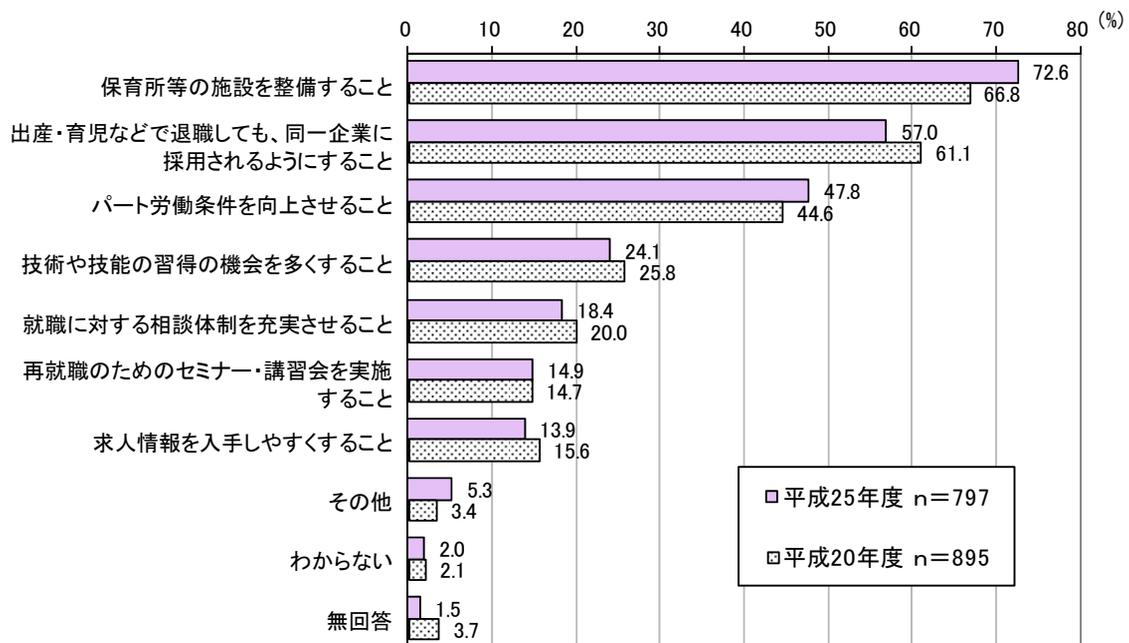
このような状況を踏まえ、女性の継続就労並びに出産等で離職した方の再就職支援に役立つ子育て支援施策はとても重要で、併せて働く上で必要な情報・知識の提供及び働き方について考える機会等の提供を行う必要があります。

◆ 2012年平均の雇用者（役員除く）に占める男女別の正規・非正規の割合



（資料：総務省「労働力調査」）

◆ 女性の再就職に必要な支援・対策



（資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査 H25）

未だ家庭責任の多くを女性が担っている現状の中、一人ひとりのニーズに合った多様な働き方が模索されています。女性に対する就労支援と共に、起業支援を進めていくことも必要です。現在、区では起業支援については、一般講座並びに起業家支援施設において育成等を行っています。女性の起業は、比較的小規模で、自己資金のみで起業するケースが多いのですが、就業経験が少ないことから、経営及び事業に関する知識やノウハウが不足している場合が多くあります。そのため、セミナーや講演会等により、起業に関する情報・知識やロールモデルの提供等の支援を行う必要があります。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、働く場における女性への偏見や性差別へとつながってしまう場合があります。「女性の仕事は男性を支えること」「女性の収入は家計補助に過ぎない」といった思い込みが、女性を一人前の職業人として認めることを妨げてしまいます。また、女性に対して仕事の能力ではなく性的魅力を求めるような職場では、セクシュアル・ハラスメント等が横行してしまうリスクもあります。

セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であり、その対象となった人が個人としての能力を発揮することを阻害し、精神的な苦痛を与えるばかりでなく、企業の生産性を低下させることにもつながります。

また、近年、育児・介護休業法の整備・充実が進んでいますが、職場によっては、仕事量の増加や代替要員の確保の難しさ、上司や同僚の無理解等により、働く女性が妊娠・出産の際に嫌がらせを受けたり、辞めざるを得ない状況になる等、マタニティ・ハラスメントが行われている実態が明らかになっています。

このような女性を軽視するような職場風土の改善や女性のキャリア・アップのためには、管理職等への積極的登用や職域拡大などが大切です。働く場において、男性と女性が互いの人権を尊重して対等なパートナーとして認め合い、性別役割分担にとらわれることなく一人ひとりが能力を発揮できるように、男女共同参画の視点を一層広げていくことが求められています。

施策の方向 1**女性の就労・起業支援**

女性の一人ひとりの働き方を含め、再就職支援や起業支援に関する知識・情報提供を行う必要があります。

取組	取組の内容	担当課
33 継続就労への支援	一般企業や個人向けに、育児・介護休業などの制度関係や雇用問題等について、関係機関と連携した講座や情報誌等による情報提供をします。	産業振興課 男女共同参画推進課
34 再就職のための支援	再就職のために必要な知識・情報を提供する講座等を、関係機関と連携して実施します。	産業振興課 男女共同参画推進課
35 起業のための知識、情報提供	起業のために必要な知識・情報を提供する講座を実施するほか、関係機関と連携して支援します。	産業振興課 男女共同参画推進課
36 融資斡旋など起業支援	起業に必要な経済支援のため、中小企業金融対策融資の斡旋を行います。	産業振興課

施策の方向 2**女性の活躍促進の働きかけ**

女性の活躍促進の支援として、キャリア・デザインやリーダーの役割等の情報・知識の提供を行うとともに、女性の活躍の場面の一つとして起業支援を行います。

取組	取組の内容	担当課
37 女性のキャリア・アップ等への支援	キャリア支援として、キャリア・デザインによる将来像の把握やリーダーの役割等、仕事と生活の両立についての知識・情報を提供します。また、女性の活躍の場面の一つとして、起業についての知識・情報を提供します。	男女共同参画推進課

施策の方向 3**セクハラ・パワハラ等の防止**

企業及び従業員に対して、職場におけるセクハラ・パワハラ等の防止について啓発を行う必要があります。

取組	取組の内容	担当課
38 セクハラ・パワハラ等の防止啓発	企業及び従業員に対して、職場におけるセクハラ・パワハラ等の防止について啓発を行います。また、庁内職員に対しても適切な研修等を実施します。	職員課 男女共同参画推進課

4

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。

男女共同参画社会をめざし推進していくために、性差別を撤廃するための法律の制定や社会制度上の男女平等の実現が進められています。しかしながら、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業観に基いた「男は男らしく、女は女らしく」などといった考え方は、職場や学校、家庭、地域社会などの様々な場面において未だに存在しています。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な立場で、自らの意志によって社会のあらゆる分野・様々な活動に参画できるように、社会制度や慣行の在り方を是正していく必要があります。様々な場面において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない選択肢を確保し、選択の幅を拡大すること、さらに、男女それぞれが主体的な自己決定ができるような情報や支援が得られるようにすることが大切です。そのような経験によって、一人ひとりが男女平等意識を育むことが期待されます。とりわけ、責任ある立場への女性の参画が進んでいない現状では、政策・方針決定過程への女性の登用は、社会のシステムや意識を変えていくものであり、非常に重要です。

男女共同参画社会をめざすとは、家事・育児・介護などの家庭責任を担い、仕事や地域活動といった他の活動とのバランスを取りながら、社会の一員として自分らしいライフスタイルを選択できるような社会になることです。

男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できるようになるためには、区民一人ひとりが男女共同参画を身近な課題であると認識し、それぞれが主体的に取り組むことが大切です。その上で、地域の様々な団体とのネットワークづくりなどの環境整備に取り組んでいくことが求められています。

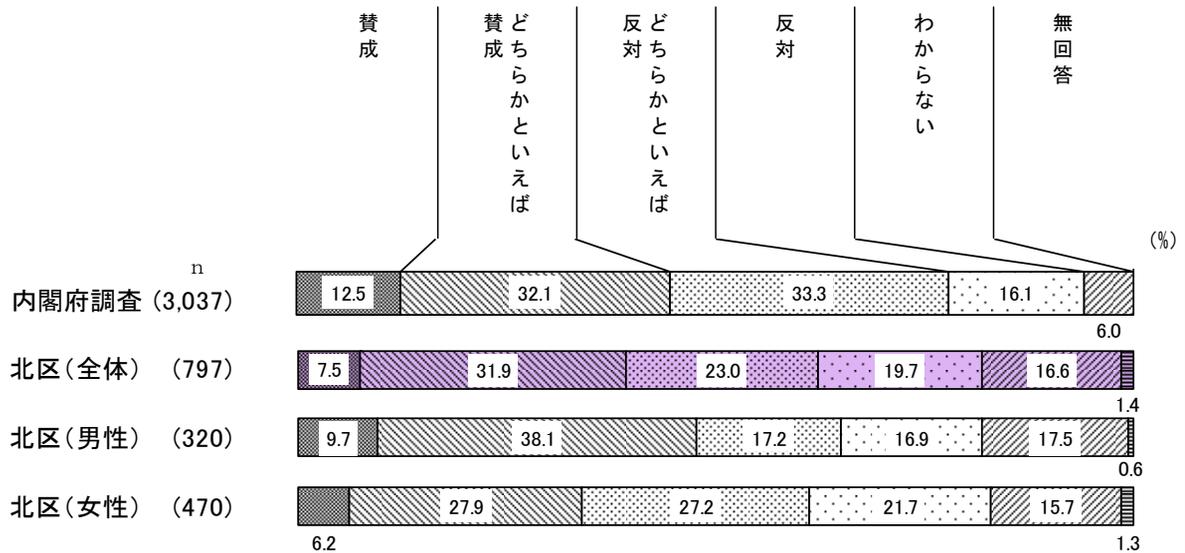
課題1 「育ちの場における男女共同参画意識の形成」

昭和60年（1985年）に男女雇用機会均等法が成立してから30年がたち、固定的な性別役割分担意識は徐々に薄れてきました。また、平成11年（1999年）に男女共同参画社会基本法が成立し、雇用以外の分野においても男女が互いに人権を尊重して性差別をなくし、一人ひとりが性役割に固定されることなく能力を発揮できる社会づくりが進められています。

しかし、男女共同参画意識は、まだ十分には広がっていません。『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』（平成25年6月実施）の結果では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「賛成」が全体の7.5%、「どちらかといえば賛成」が31.9%と、賛成派が約4割を占めています。これは、前回調査（平成20年度）に比べると、「賛成」は1.3ポイント減（8.8%→7.5%）ですが、「どちらかといえば賛成」は9ポイント増（22.9%→31.9%）となり、合計すると賛成派は7.7ポイント増加しています。特に60

代及び70代以上の男性の約6割が「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答しています。また、「反対」は前回調査の40.1%に比べて今回は19.7%と20.4ポイントも減少しています。

◆「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方



(資料：内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」H26／北区男女共同参画に関する意識・意向調査 H25)

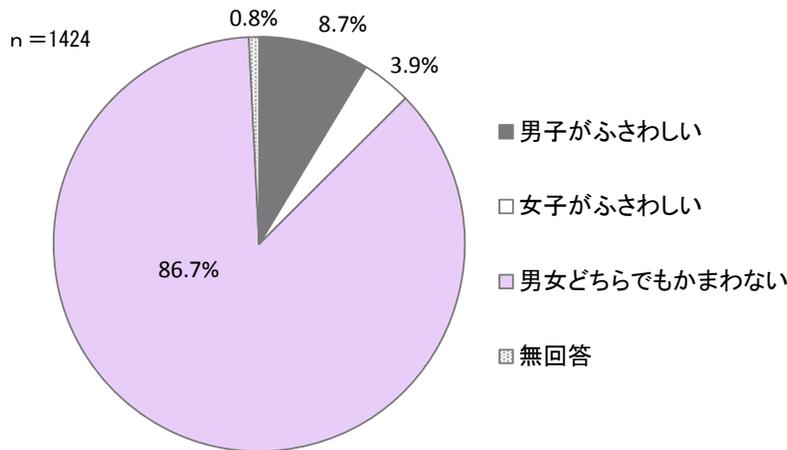
北区では、平成18年6月に北区男女共同参画条例を制定し、男女共同参画意識の形成に努めていますが、更なる意識啓発の取組が必要です。

男女共同参画社会を実現していくうえで、学校教育は重要な役割を果たしています。学校教育を通じて、男女平等の意識を培うことが、男女共同参画社会の基礎をつくることにつながります。

そのためには、男女共同参画の観点から、児童・生徒がそれぞれその個性や能力を発揮し、自分らしく考え、判断し、行動できるようにすることが重要です。また、人権の尊重という観点に立って、男女平等の考え方を学べるようにするとともに、子どもの資質や適性に配慮して、性別によって生き方が制約されることのないようにすることが必要です。さらに、教職員等の人権研修などで男女共同参画が取り上げられていますが、より充実した研修の実施が望まれます。

児童・生徒の意識に関しては、『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』（平成25年6月実施）の中の、区立中学校の2年生を対象とした調査結果によると、「リーダーにふさわしいと思う人は男子か女子か」という質問に対し、86.7%が「男女どちらでもかまわない」と回答するなど、男女共同参画意識の浸透が見られます。教育現場においては、更なる意識の浸透への取組と、心の悩みなどを抱えている児童・生徒の相談やメンタルケアへの一層の対応が求められます。

◆ 中学生がリーダーにふさわしいと思う人



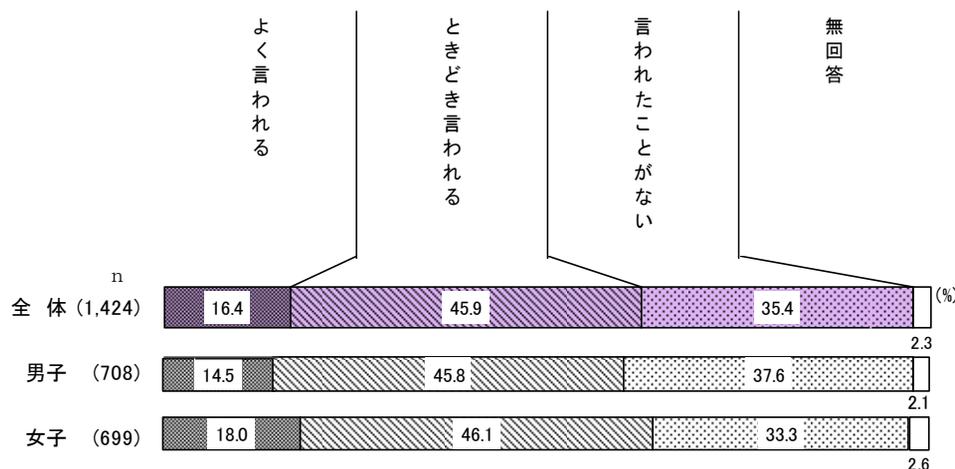
(資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査 H25)

そして、同意識・意向調査では、「あなたは「男（女）だから〇〇しなさい」と言われたことがありますか」という質問に対して、男子は「よく言われる」（14.5%）、「ときどき言われる」（45.8%）、女子は「よく言われる」（18.0%）、「ときどき言われる」（46.1%）と、男女共に約6割の生徒が「言われたことがある」と回答しています。

学校教育とともに家庭教育は、子どもの人格形成に対して大きな影響力を持っています。子どもが性別に捉われることなく、自らの資質や個性を十分に発揮することができるようにすることが重要です。

そのためには、家庭では、親が「女の子だから、男の子だから」といった固定的な女性像、男性像に捉われることなく、父親も家事や育児に参加するなど、父親と母親の日常生活を通して、子どもが自然に男女平等の意識を形成できるような家庭環境を築いていくことが重要です。

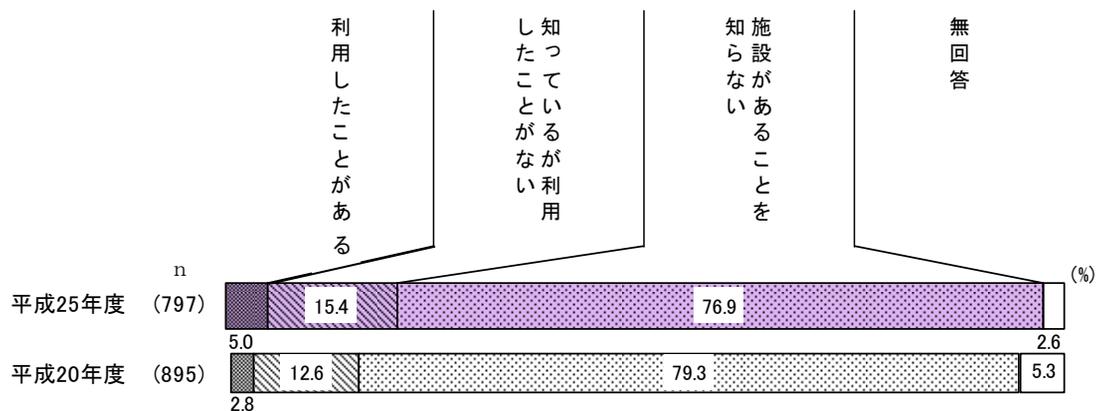
◆ 「男（女）だから〇〇しなさい」と言われる頻度



(資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査 H25)

『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』（平成25年6月実施）の結果では、「北区男女参画センターという施設があることを知らない」という回答が、前回調査（平成20年度）に比べて2.4ポイント減ったものの（79.3%→76.9%）、いまだ8割近くを占めています。また、北区アゼリアプランや北区男女共同参画条例の認知度も低くなっており、男女共同参画を推進する上で、計画や条例等をより広く周知する必要があります。

◆ 北区男女共同参画センターの利用状況



(資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査 H25)

女性と男性がともに、男女共同参画社会についての認識と理解を深めるためには、学習する機会を通して女性と男性がお互いを認め合い、協力し合える関係を築くことが重要です。男女共同参画を進めるための講座等を積極的に開催するとともに、様々な地域活動を通して、男女共同参画の考え方を地域社会に浸透させていくことが必要です。

施策の方向 1

学校等における男女共同参画意識の形成

小・中学校、幼稚園、保育園において、次代を担う子どもたちに、長期的な男女共同参画意識の啓発に努めることが必要です。

取組	取組の内容	担当課
39 教職員等への研修の充実	小・中学校、幼稚園、保育園で、教職員等が男女共同参画について、正しい理解と認識を深めるため、人権研修の中で男女共同参画についての研修を行います。	保育課 男女共同参画推進課 教育指導課
40 小・中学校、幼稚園、保育園での意識啓発	小・中学校、幼稚園、保育園の日常活動の中で、子どもたちに男女共同参画の考え方を身につけるよう配慮を行うとともに男女混合名簿やパンフレットなどを利用して、長期的な意識啓発に努めます。	保育課 男女共同参画推進課 教育政策課 教育指導課
41 固定的性別役割分担にとらわれないキャリア教育	子どもたちが、将来の仕事について固定的性別役割分担にとらわれず考えられるよう、男女どちらかの性が少ない職業分野で活躍している講師を中学校、高校へ派遣する職業教育キャラバン事業を行います。	男女共同参画推進課
42 相談体制の充実	小・中学校の子どもたちの悩みにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、男女共同参画の視点も踏まえて対応するなど、相談体制を充実します。	教育指導課

施策の方向 2

家庭における男女共同参画意識の形成

日常生活の中で、夫婦、親子間などそれぞれの関係の中で、互いに尊重し合い、男女共同参画意識を高めていく取組が必要です。

取組	取組の内容	担当課
43 区民への意識啓発と情報提供	親子・家族向けの講座及び情報誌や男女共同参画センターの情報コーナーの充実等を図り、区民への啓発及び情報提供を行います。	男女共同参画推進課 中央図書館
44 家庭で育む男女共同参画の意識啓発	「家族ふれあいの日」などの行事、講座、情報誌等を通して、子どもと向き合い、心を育む大切さなどの家庭教育の推進並びに家庭での男女共同参画についての意識啓発を図ります。	子育て支援課 男女共同参画推進課 生涯学習・スポーツ振興課

施策の方向 3

地域における男女共同参画意識の形成

身近な暮らしの場である地域での男女共同参画の推進は重要であり、地域で活動する様々な団体等へ男女共同参画の意識啓発を行っていくことが必要です。

取組	取組の内容	担当課
45 町会・自治会、青少年地区委員会、PTAなど地域団体への啓発	町会・自治会、青少年地区委員会、PTAなど地域団体の勉強会に出前講座を活用して、男女共同参画についての意識啓発を図ります。	男女共同参画推進課

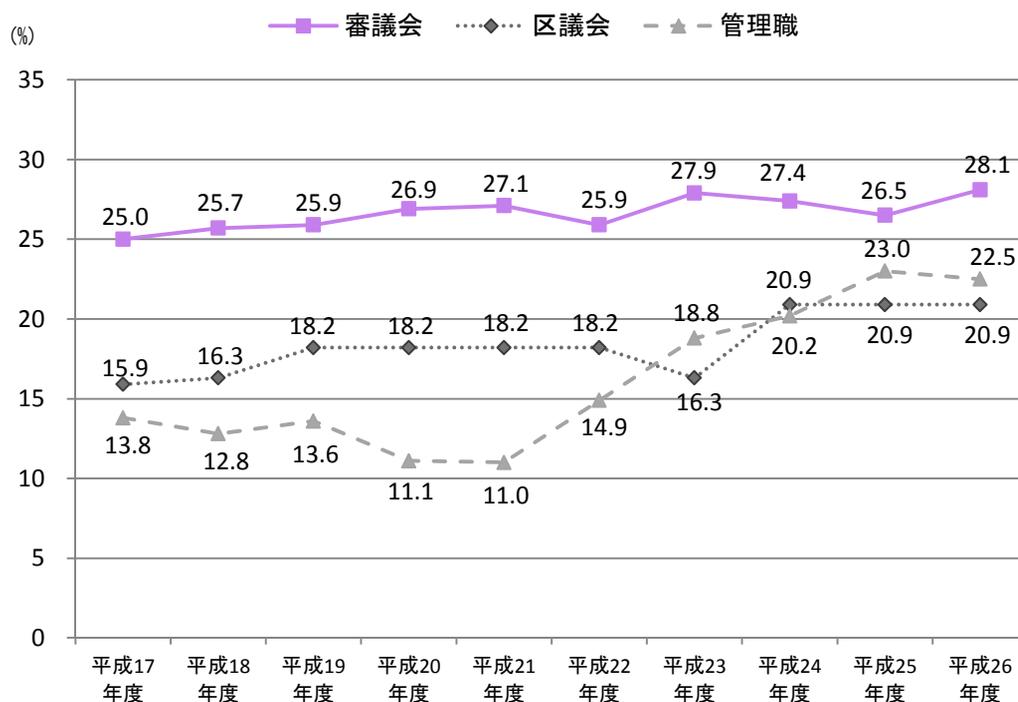
課題2「政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」

男女共同参画社会では、男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において政策や方針を決定する過程に参画する機会が与えられることが重要です。しかし、政策・方針決定の場への女性の参画は、まだまだ遅れています。

「平成26年版男女共同参画白書」(内閣府)によると、国会議員に占める女性の割合は、衆議院が8.1%(39人)、参議院が16.1%(39人)です(平成25年12月現在)。衆議院(下院)の女性議員の割合を国際比較すると、日本は188か国中158位(平成25年10月現在)と、非常に低いランクにいます。

国は「社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合を2020年までに少なくとも30%にする」という目標を掲げています。しかし、白書によれば、政治や行政、司法、雇用等の分野において、女性が指導的地位を占める割合が3割を超えているものはほとんどありません。ただ、国の審議会等委員の女性が占める割合は、34.1%(平成25年)で3年ぶりに上昇しました。北区でも、平成22年度から女性管理職の比率が伸びてきています。また、審議会等における女性委員の割合は28.1%(平成26年4月現在)で、若干上昇していますが、今後もさらなる取組が必要です。

◆ 北区の女性参画状況(審議会・区議会・管理職)



(資料：北区男女共同参画推進課)

また、『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』（平成25年6月実施）の中の、北区の企業経営者を対象とした調査結果によると、役職者に占める女性の割合は、「部長相当職」が2.2%、「課長相当職」が8.0%となっています。「平成26年版男女共同参画白書」（内閣府）によると、管理職に占める女性の割合は、「民間企業の部長相当」が5.1%、「民間企業の課長相当」が8.5%となっており、国の平均に対して北区は「部長相当職」の女性割合が半分未満となっています。

また、『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』（平成25年6月実施）の中の、北区の町会・自治会を対象とした調査結果によると、会長に占める女性の割合は4.0%であり、国の「自治会長に占める女性の割合」（4.5%）と比べるとわずかに低くなっています。

このように、政策・方針決定過程に、女性の参画が遅々として進んでいない現状では、多様な意見が反映されず、片方の性の視点のみに基づいて物事が決まってしまう。女性の能力が発揮される機会も広がりません。様々な活動の中で、男女双方がバランスよく政策・方針決定過程に参画できるような仕組みづくりを、一層促進する必要があります。

特に、東日本大震災の災害時に、避難所等で女性の人権に十分に配慮されない対応があったことから、その後被災時には、男女共同参画の視点に立った対応が求められてきています。このため、防災・復興に係わる計画の策定にあたっては、企画・立案から決定までの意思決定の過程に女性が参画し、女性の人権に十分に配慮した内容にしていくことが重要です。

施策の方向 1**政策・方針決定の場への参画促進**

審議会等委員の男女バランスに引き続き配慮しながら、女性が意思決定過程に積極的に参加できる環境・意識づくりを推進することが必要です。

取組	取組の内容	担当課
46 審議会等への女性の参画推進	男女双方の意見が、区の施策にバランスよく反映されるよう、審議会等における女性委員の積極的登用を進めます。また、委員の公募にあたっては、男女比に配慮します。	企画課 男女共同参画推進課
47 町会・自治会、PTA等地域団体のリーダーへの女性の参画推進	地域団体のリーダーへの女性の登用について、地域団体の学習会への出前講座や情報を活用し、意識啓発を行います。	男女共同参画推進課
48 男女双方の視点に配慮した計画の策定	地域防災計画の改定において、男女双方の視点が活かされるよう配慮します。	防災課

施策の方向 2**管理・監督者への登用と職域の拡大**

様々な分野で活躍する女性の紹介などを通して、女性への意識啓発をはじめとし、男女双方への理解を進めていくことが必要です。

取組	取組の内容	担当課
49 活躍する女性の情報提供	様々な分野で活躍する女性を情報誌で紹介するほか、講演会等により意識啓発を行います。	男女共同参画推進課
50 管理監督者層に占める女性職員の割合の拡大	区の管理監督者層について、現職者による受験のサポートを行うなど、女性職員の受験を促進し、管理監督者層に占める女性職員の割合を拡大します。	職員課
51 固定的性別役割分担にとらわれない職域拡大の啓発	固定的性別役割分担にとらわれず職域の拡大を図るため、情報誌等により意識の啓発を行います。	男女共同参画推進課

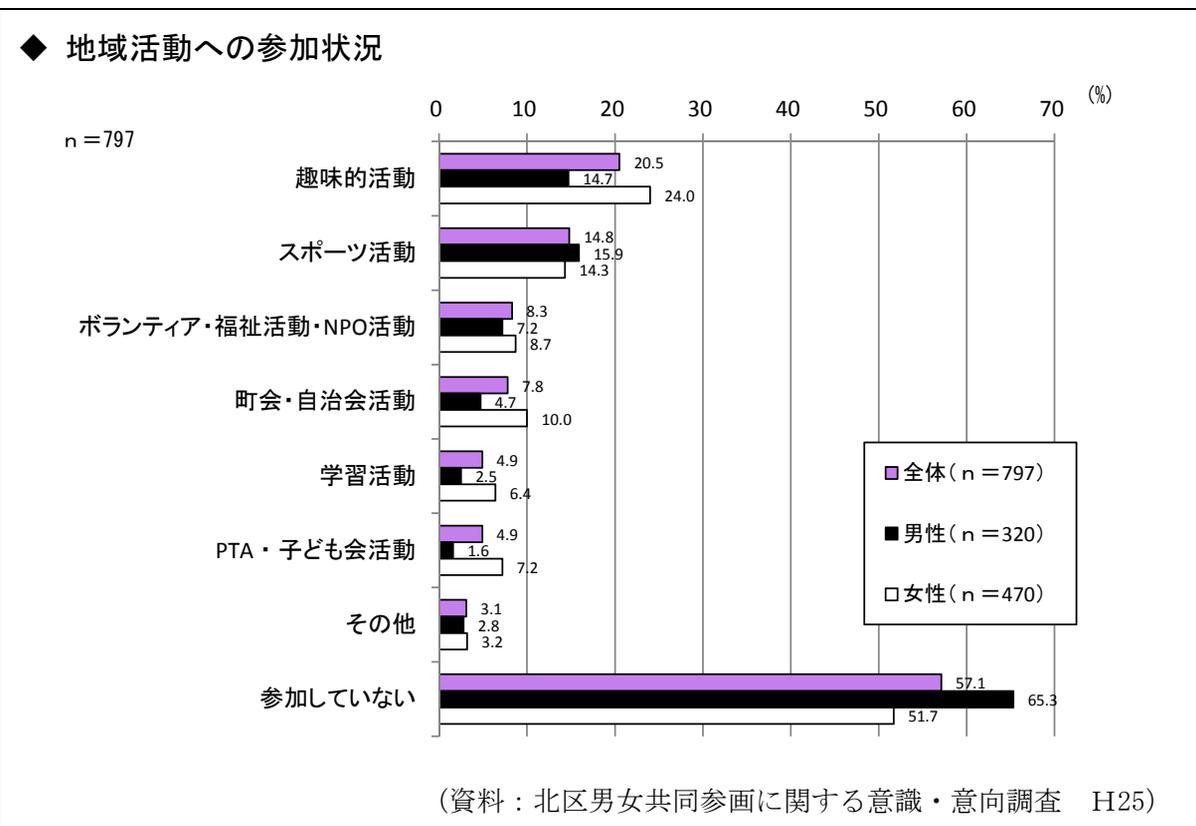
課題3 「日常生活における男女共同参画の推進」

男女共同参画推進のためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、仕事や家庭の責任を男女が協力して担っていくことが求められています。また、日常生活において男女共同参画の意識を高めるためには、身近な生活場面での行動や役割について男女共同参画という視点から検証することが必要です。

区の事業においては、男女の参加状況などのデータを収集・蓄積し、男女共同参画の実態の把握に努めるとともに、事業のさらなる効率的な展開につなげていき、またそれらを区民がより理解しやすい形にしていく取組が求められます。

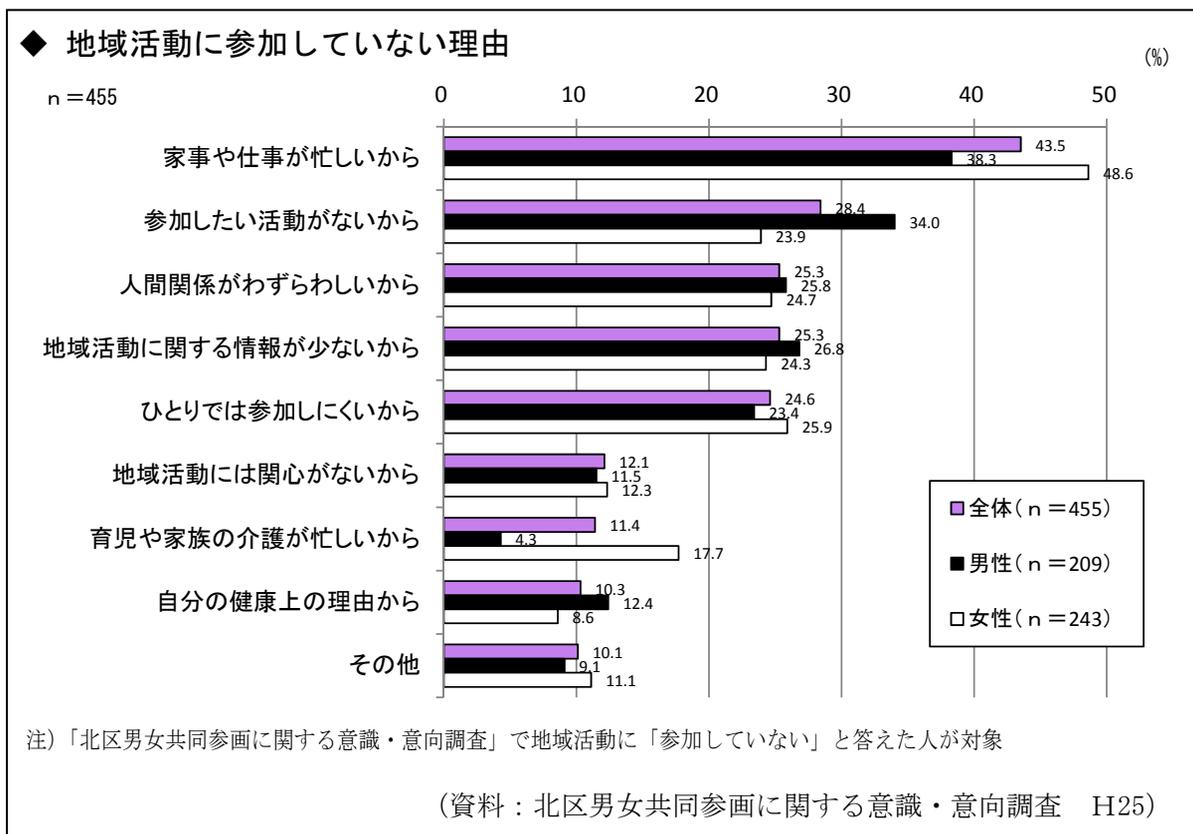
多くの人々が男女共同参画推進に向けて活動を始めるためには、日常生活において身近な場にきっかけを作っていくことが大切です。特に、地域社会における活動が、そのきっかけとなる可能性が大いにあります。

『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』（平成25年6月実施）の結果によると、「地域活動に参加していない」と回答したのは57.1%で、その内訳は男性65.3%、女性51.7%となっており、男性の割合が高くなっています。



「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が社会に強く広がっていると、男性の生き方が仕事中心になり過ぎてしまい、家庭や地域社会に居場所がなくなってしまうという問題が起こってしまいます。男女共同参画とは、女性が活躍できる場を広げる「女性の社会進出」が主な目的だというイメージがありますが、女性のみならず男性の活躍の場を広げることも大事なことです。例えば定年退職後の男性の生活自立につながるような取組や、父親の子育て支援のネットワークづくりなど、家庭や地域社会における男性の参画も大きく必要となってきます。

北区では様々な団体による地域活動が幅広く行われていますが、分野別の活動や担い手が固定化している傾向にあります。もっと分野を超えた団体間の連携・協働を推進する必要もあり、区は男女共同参画の視点から、性別、活動分野などに関わらず、様々な人々が互いに能力を発揮し、関わり合い、社会的にネットワークが広がる環境を整えていく役割を担っています。



『北区男女共同参画に関する意識・意向調査』(平成25年6月実施)の中の、北区の町会・自治会を対象とした調査結果によると、「町会・自治会の研修や懇談会で男女共同参画について話し合いをしたことがありますか」という質問に対して、「話し合いをしたことがある」(7.5%)が1割に満たない一方、「特に取り上げたことはない」が85.2%と非常に高い割合となっています。区民が地域活動を通して、もっと男女共同参画を身近なものとして理解できるように、様々な機会を通じて、一層の情報提供や多様な活動の促進が必要です。

施策の方向 1

男女がともに自立し生活するための支援

男女共同参画を推進するためには、男女がともに自立した生活を営むことが大切です。また、男性の視点から理解を深めていくことも大切であり、さらに男性の固定的性別役割分担の意識改革を進める必要があります。

取組	取組の内容	担当課
52 北区男女共同参画データ情報の提供	男女共同参画の現状について理解を深め、日常生活に活かせるようデータ集による情報提供を行います。	男女共同参画推進課
53 男女の生活自立の促進	男女が生活自立をするために家事・料理等及び年金・保険等、生活する上での必要な知識や情報を身につける講座を開催します。	男女共同参画推進課 生涯学習・スポーツ振興課
54 地域活動への参加促進	男女がともに地域活動において活躍できるように、講座等で情報提供等を行います。	男女共同参画推進課
55 男性に対する男女共同参画の意識啓発	男性にとっての男女共同参画の意義や取組に関して、講座等により意識の啓発を図ります。	男女共同参画推進課

施策の方向 2

多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大

区民が日常の活動を通して、男女共同参画の推進が図られるよう、地域でのネットワークの拡大及び国籍や文化、性別などにかかわらず、相互理解と交流を図る必要があります。

取組	取組の内容	担当課
56 団体・グループ活動の支援と交流促進	異なる分野で活動する団体が、それぞれの団体の特色を活かしながら活動を拡大できるよう、情報交換や交流の場を提供します。	男女共同参画推進課
57 国籍・文化等の異なる多様な区民の理解、交流促進	区内在住の外国人を対象に交流事業を実施するほか、講座、情報誌等により、多文化等への理解促進を図り、ネットワークの拡充を促します。	総務課 男女共同参画推進課

男女共同参画社会を実現するために、区の推進体制の充実を図るとともに、区民や関係機関と緊密な連携をし、総合的かつ効果的に施策を展開します。

男女共同参画のための施策は、多岐にわたっています。その施策を実効性のあるものにしていくためには、施策を推進する総合的な体制を整備し、区をあげて強化していかなければなりません。区の各部署が、計画事業の適切な進行管理を行うとともに、男女共同参画を推進していくためのしくみを構築していくことが必要です。

また、職員においても、日々の業務から率先して男女共同参画の視点を踏まえたそれぞれの施策を見直し、その成果を区内に普及していく、という役割を強く意識する必要があります。

従来からの意識啓発、意識形成だけにとどまらず、地域の課題解決を図っていくためには、計画・実施・評価・改善検討の各段階で広く区民の意見を取り入れながら進めていくことも重要です。さらに区と区民、企業、関係機関など様々な団体が、男女共同参画の課題に主体的に、また相互に連携・協働をしながら取り組んでいかなければなりません。

課題1 「区の推進体制の充実」

平成18年6月に「東京都北区男女共同参画条例」を制定以降、社会状況の変化に対応し、それまでの成果を踏まえながら、第4次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）を策定、区は様々な制度を整備し、施策を展開してきました。

また条例に基づき、学識経験者や区民等で構成する東京都北区男女共同参画審議会、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会や、庁内の推進機関として、北区長を長とする男女共同参画推進本部及び関係課長による幹事会を設置しています。そしてアゼリアプランの進捗状況を管理し、各事業のより実効性のある推進を図るとともに、評価・見直しを行う評価システムを取り入れています。

これらの推進体制を活用して、区の各部署が男女共同参画の視点を持ちながら事業を行い、区全体の取組として、男女共同参画を推進していく必要があります。

アゼリアプランに掲げる施策を実現していくためには、全体で制度をより有効に機能させるほか、日常業務の中での職員一人ひとりの意識改革も必要です。

また、男女共同参画を推進する拠点施設である男女共同参画センターは、男女共同参画意識の形成に向けて、より多くの区民に認知及び活用されるよう、いろいろな方策をもって努めるとともに、地域の課題解決に取り組む拠点として、さらに機能強化に取り組んでいかなければなりません。

施策の方向 1

職員の意識啓発

区職員が日常業務の中で、男女共同参画意識を持って、業務を遂行することが重要であり、そのためには定期的な職員の意識調査の実施・把握と、研修の充実を図る必要があります。

取組	取組の内容	担当課
58 定期的な職員意識調査の実施	定期的に職員の男女共同参画に関する意識調査を実施し、実態を把握するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点が導入されるよう働きかけます。	男女共同参画推進課
59 職員研修の充実	区職員が日常業務の中で、男女共同参画意識を持って、業務を遂行することが重要であるため、職員研修の充実を図ります。	職員課 男女共同参画推進課

施策の方向 2

計画の進捗管理

計画の進捗状況の評価システムを活用するとともに、区民意識調査を定期的実施し、その調査結果等から、区民意識や施策の効果を検証し、行動計画や男女共同参画のための施策に反映させていく必要があります。

取組	取組の内容	担当課
60 計画の評価システムの効果的な運用	計画の評価システムを活用し、区の男女共同参画に関わる事業の進捗状況を把握して、進捗が遅れている分野の進展を促していきます。	男女共同参画推進課
61 定期的な区民意識調査の実施	定期的に区民の男女共同参画に関する意識・意向調査を実施し、その調査から区民の意識や施策の効用効果を検証し、計画の改定や施策に反映させていきます。	男女共同参画推進課

男女共同参画推進のための拠点施設として、その役割や機能を十分に果たすべく、また多くの区民が活用できるよう、周知等に取り組む必要があります。

取組	取組の内容	担当課
62 幅広い区民参加の促進	男女共同参画推進のための拠点施設として、その役割や機能を十分に果たすため、また多くの区民が講座や講演会等に参加できるよう、事業を効果的に実施します。また、事業運営や一時保育の際に有償ボランティアとの協働を進めます。	男女共同参画推進課
63 情報発信機能の強化	男女共同参画センターの情報コーナーを充実させ、利用促進を図ります。 また、センター発行の情報誌や、区のホームページの内容を充実させ、区民の求める情報をわかりやすく提供していきます。	男女共同参画推進課
64 区民ニーズの把握	事業実施後のアンケートや、センター登録団体の交流会などから、区民ニーズを把握し、事業内容や新たな事業の検討につなげていきます。	男女共同参画推進課

課題2 「区民、関係機関等との連携」

男女共同参画は様々な分野にわたる課題であり、行政機関だけで推進することは困難です。地域の課題解決にあたっては、区民はもとより、地域団体、NPO、大学、企業など、多様な主体との連携や協働が今後も不可欠です。

DV防止対策における区内相談関係部署との連携体制づくりもさらなる推進が求められる一方、男女共同参画センターでは、区民団体との協働により、さらなる充実した事業展開を進めていく必要があります。

男女共同参画センターは、区民や地域団体、NPO、大学、企業など様々な人々が出会う場でもあります。センターはそれらの人たちを結びつけ、交流を図ることにより、事業の効果をより高めるよう努めるとともに、一層充実した計画推進に取り組まなければなりません。

施策の方向 1

区民、関係機関等との連携

男女共同参画施策をより効果的に実施するためには、区民や地域団体、NPO、大学、企業等との連携を強化し、推進する必要があります。

取組	取組の内容	担当課
65 区民等との協働事業の推進	区民等による地域スタッフや登録団体等との協働事業、また、区民団体等とのパートナーシップ事業を実施し、企画段階から区民の視点を取り入れます。	男女共同参画推進課
66 情報発信のための協力店舗の確保	商店街など、区民が身近な場所で男女共同参画に関する情報を得られるよう、情報提供に協力可能な店舗の確保に努めます。	産業振興課 男女共同参画推進課
67 地域の企業や産業団体などとの共同事業の推進	地域企業や産業団体等と連携協力して、共通の課題に取り組みます。	男女共同参画推進課
68 大学、関係機関、地域団体、NPOなどとの課題解決	大学や各分野における関係機関や地域団体等との連携を強化し、男女共同参画に関する地域課題の解決に取り組みます。	男女共同参画推進課

6

課題ごとの数値目標

目標 1

人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

配偶者やパートナー等への暴力は、人権に対する侵害です。あらゆる暴力の根絶に向けて、様々な機会を通じて意識の啓発に努めるとともに、被害者の早期発見・相談・支援・保護を行う体制の整備・充実を図ります。

「北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」に基づき、総合的な被害者支援対策の取組等を行います。

《目標値の設定》

課題	指標	現状値	目標値
1 配偶者暴力の防止と被害者支援	過去2年間に配偶者等から暴力を受けた人のうち、警察・北区男女共同参画センターなど公共機関に相談した人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 11.3%	平成30年度 40%
2 男女の人権侵害防止への取組	メディアにおける性・暴力表現について、問題があると思っている人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 64.1%	平成30年度 50%
3 生涯を通じた心と体の健康支援	過去1年間に健康診断を受けた人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 男性 85.3% 女性 79.1%	平成30年度 男女とも 100%に 近づける

※課題2「男女の人権侵害防止への取組」は第5次プランからの新規設定

目標2

仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女ともに、仕事と家庭・地域での生活のバランスをとることができるワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

また、子育てや介護に対する支援の充実を図ります。

《目標値の設定》

課題	指標	現状値	目標値
1 仕事と家庭生活の両立	「とうきょう次世代サポート企業」に登録している北区の事業所数	平成26年度 12社	平成31年度 40社
2 子育てや介護を安心して行うための環境整備	保育サービス（保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員）の定員数（北区子ども・子育て支援計画2015）	平成26年 4月1日 6,422人	平成31年 4月1日 7,550人
3 働く場における男女共同参画の推進	子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 69.4%	平成30年度 80%

目標3

男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男性も女性も対等な立場で、自らの意志によって社会のあらゆる分野に参画し、自分らしいライフスタイルを選択できる男女共同参画社会に向けて、様々な場面で意識形成を図ります。また、組織における女性の意思決定過程への参画を推進します。

《目標値の設定》

課題	指標	現状値	目標値
1 育ちの場における男女共同参画意識の形成	「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 42.7%	平成30年度 60%
2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	審議会等の女性委員の割合	平成26年度 28.1%	平成31年度 40%
3 日常生活における男女共同参画の推進	北区男女共同参画条例、北区男女共同参画センターの認知度（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 条例 17.0% センター 20.4%	平成30年度 条例 50% センター 50%

計画の進捗状況を把握するとともに、施策の見直しや改善を進めるために、評価を毎年実施します。

評価は取組・課題・目標の各段階において、所管課・男女共同参画推進課・男女共同参画審議会が行います。

評価の必要事項は年次評価の手順書を別に定め、評価方法などは必要に応じて見直しを行います。

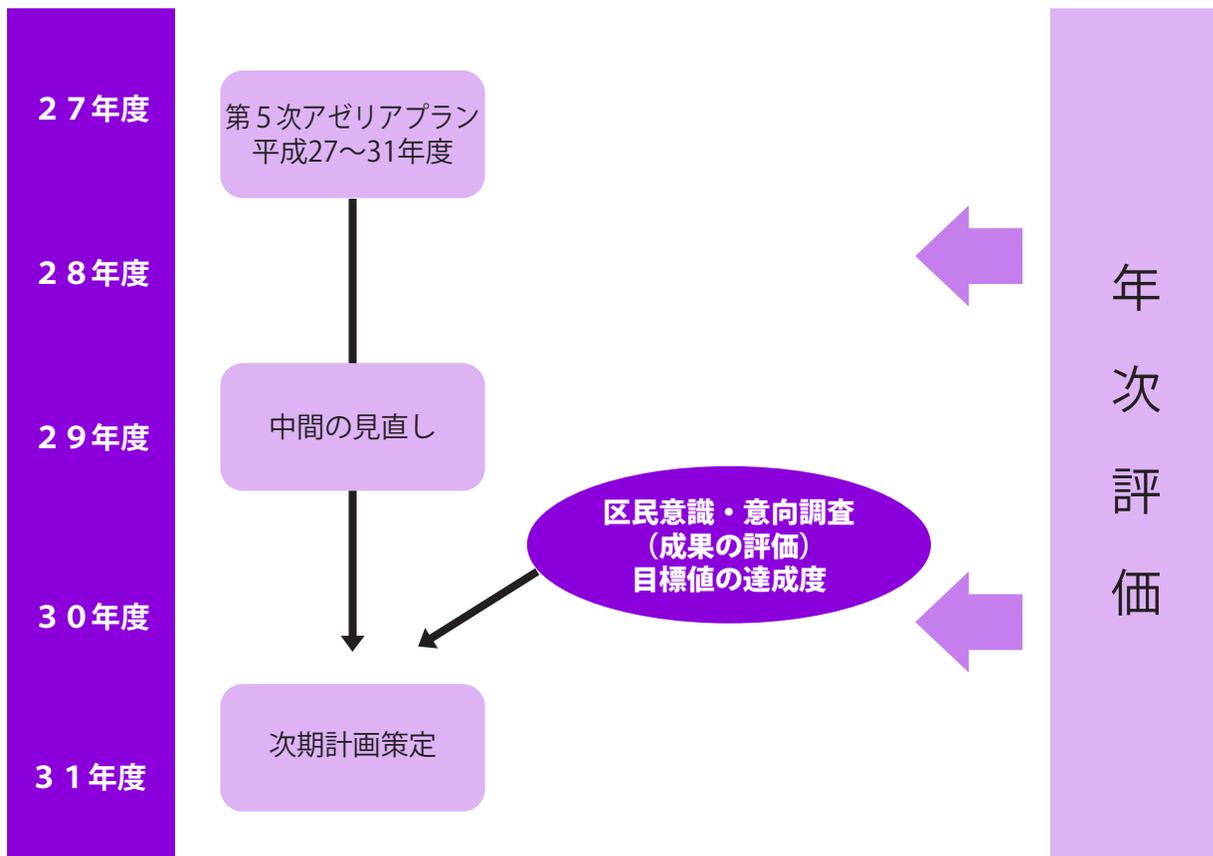


8

計画の見直し

計画は、実施状況、社会の状況の変化に的確に対応するため、計画期間の中間年に当たる平成29年度に必要な見直しを行うこととします。

また、次期計画策定の準備として、男女共同参画に関する区民意識・意向調査を平成30年度に実施します。



資料

男女共同参画推進に関する国内外の動き

実施年	世界(国連)	国	都	北 区
昭和50年 (1975年)	・国際婦人年(目標:平等、開発、平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	・総理府婦人問題企画推進本部設置	・国際婦人年婦人のつどい開催	
昭和51年 (1976年)	・「国際婦人の10年」が始まる	・民法等の一部改正(離婚後婚氏統稱制度の新設)	・都民生活局婦人計画課設置 ・東京都婦人問題懇話会「国際婦人年世界行動計画にたった東京都行動計画の基本的な考え方」提言	
昭和52年 (1977年)		・「国内行動計画」策定・国立婦人教育会館開設	・東京都婦人関係行政推進協議会設置 ・東京都婦人問題会議設置	
昭和53年 (1978年)		・「婦人白書」発表	・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	
昭和54年 (1979年)	・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		・東京都婦人情報センター開設	
昭和55年 (1980年)	・「国際婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国際婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・民法等の一部改正(配偶者相続分改正、寄与分制度新設)	・国連婦人の10年中間記念事業開催 ・職場における男女差別苦情処理委員会設置	・東京都北区婦人問題連絡会設置
昭和56年 (1981年)	・男女労働者、家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約「156条約」採択(ILO)	・「国内行動計画後期重点目標」策定・「母子福祉法」改正		
昭和57年 (1982年)				
昭和58年 (1983年)			・「婦人問題解決のための新東京都行動計画ー男女の平等と共同参加へのとうきょうプランー」策定	・「北区基本計画」策定(婦人の地位並びに福祉の向上のための目標設置)
昭和59年 (1984年)		・第1回日本女性会議(以後毎年開催)	・東京都婦人問題国際シンポジウム「アジア・太平洋地域における婦人問題」開催	・北区婦人の意識と生活実態調査 ・北区婦人問題講演会
昭和60年 (1985年)	・「国際婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ)(2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・改正国籍法成立(父系血統主義から父母両血統主義へ) ・「男女雇用機会均等法」成立 ・「女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃条約)」批准	・国連婦人の10年最終年都民会議開催	・「考えてみませんか国連婦人の10年」シンポジウム開催
昭和61年 (1986年)		・婦人問題企画推進有識者会議開催	・「国連婦人の10年をふりかえって」発行	
昭和62年 (1987年)	・国際婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)	・「西暦2000年に向けての国内行動計画」策定	・「若い女性の手帳」(福祉局)発行	
昭和63年 (1988年)		・「労働基準法」一部改正(労働時間の短縮)		
平成元年 (1989年)	・第44回国連総会において「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択、1990年に発効	・労働省「パートタイム労働指針」発表 ・「国の審議会等における婦人委員の登用促進」提言		・婦人問題懇話会設置 ・婦人団体リーダー養成研修
平成2年 (1990年)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・東京都男女平等推進会議設置	・北区婦人問題に関する意識と生活実態調査

実施年	世界(国連)	国	都	北 区
平成3年 (1991年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」公布 「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画(第一次改定)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性問題解決のための東京都行動計画、21世紀へ男女平等推進東京プラン」策定 東京都男女平等推進基金設置 	<ul style="list-style-type: none"> 北区女性行動計画「アゼリアプラン」策定 北区アゼリアプラン推進区民会議設置 女性計画推進室設置
平成4年 (1992年)		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題担当大臣(官房長官兼務)設置 	<ul style="list-style-type: none"> (財)東京女性財団設立 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人センターを女性センターに名称変更
平成5年 (1993年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> パートタイム労働法施行 男女共同参画社会に向けての全国会議開催 		
平成6年 (1994年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際人口・開発会議(カイロ) リプロダクティブヘルス/ライツを打ち出した行動計画を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画室設置 男女共同参画推進本部設置 男女共同参画審議会設置(政令) 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准 		<ul style="list-style-type: none"> 北区女性海外派遣事業開始 北区女性アーティスト展開催
平成7年 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) ILO総会にて「156号条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> 東京ウィメンズプラザ開設 	<ul style="list-style-type: none"> 北区女性のネットワーク発足
平成8年 (1996年)		<ul style="list-style-type: none"> 「優生保護法」改正(名称を「母体保護法」へ) 「男女共同参画2000年プラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 第2次「北区アゼリアプラン」策定
平成9年 (1997年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画審議会設置法」施行 「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正 「介護保険法」公布 		
平成10年 (1998年)			<ul style="list-style-type: none"> 第4次行動計画「男女平等に参画するまち東京プラン」策定 	
平成11年 (1999年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法」施行 		
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制法」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女平等条約基本条例」施行 	
平成13年 (2001年)		<ul style="list-style-type: none"> 内閣府に男女共同参画会議および男女共同参画局設置 「女性に対する暴力をなくす運動(毎年11月12日から11月25日)」実施決定 		<ul style="list-style-type: none"> 第3次「北区アゼリアプラン」のための区民との意見交換会開催
平成14年 (2002年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2002」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進課を子ども家庭部へ組織改正・「北区アゼリアプラン推進区民会議」提言
平成15年 (2003年)	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃委員会による日本レポート審議(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」策定 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 		<ul style="list-style-type: none"> 第3次「北区アゼリアプラン」策定
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者暴力防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定 「児童虐待の防止等に関する法律」一部改正 		<ul style="list-style-type: none"> 女性センターから男女共同参画センター(愛称:スペースゆう)に名称を変更して、北とびあに移転

実施年	世界(国連)	国	都	北 区
平成17年 (2005年)	・第49回国連婦人の地位委員会 ／「北京+10」閣僚級会合(ニ ューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2 次)」策定 ・女性の再チャレンジ支援策検 討会議「女性の再チャレンジ支 援プラン」策定 ・「育児・介護休業法」改正	・「次世代育成支援東京都行 動計画」策定	・北区アゼリアプラン推進区民 会議(第6期)が「男女共同参画に 関する条例に基本的考え方につ いて(中間のまとめ)」を区長 に提出
平成18年 (2006年)	・「東アジア男女共同参画担当 大臣会合」開催(東京)	・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プ ラン」改定 ・「高齢者の虐待の防止、高齢 者の養護者に対する支援等に 関する法律」施行	・「東京都配偶者暴力対策基本 計画」策定	・「北区男女共同参画条例」策定 ・北区男女共同参画審議会 (第1期)設置
平成19年 (2007年)	・「第2回東アジア男女共同参画 担当大臣会合」開催(インド)	・「仕事と生活の調和(ワーク・ラ イフ・バランス)憲章」及び「仕 事と生活の調和推進のための 行動指針」策定 ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「児童虐待の防止等に関する 法律」一部改正	・男女平等参画のための東京 都行動計画「チャンス&サポート 東京プラン2007」策定	・北区男女共同参画苦情解決委 員会設置
平成20年 (2008年)		・厚生労働省「新待機児童ゼロ 作戦」策定 ・「次世代育成支援対策推進法」 改正 ・「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護のための施策 に関する基本的な方針」の改 定 ・「仕事と生活の調和推進室」設 置 ・「パートタイム労働法」改正 ・「労働基準法」一部改正交付 (平成22年4月施行) ・「児童虐待の防止等に関する 法律」一部改正	・「女性の再チャレンジ応援マニ ュアル」作成	・北区男女共同参画審議会 (第2期)設置 ・北区男女共同参画に関する意 識・意向調査実施 ・北区男女共同参画審議会へ 「アゼリアプラン改定のための 基本的な考え方について」諮 問
平成21年 (2009年)	・「第3回東アジア男女共同参画 担当大臣会合」開催(韓国) ・女子差別撤廃委員会が第6回 日本審査の総括所見発表	・「母子及び寡婦福祉法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・育児・介護休業法に基づく紛 争解決援助制度がスタート ・「高齢者の虐待の防止、高齢 者の養護者に対する支援等に 関する法律」改正	・「東京都配偶者暴力対策基本 計画」改定 ・「ワーク・ライフ・バランス実践 プログラム」作成	・北区男女共同参画審議会より 「第4次アゼリアプランのための 提言」答申 ・「第4次アゼリアプラン」中間 のまとめ策定 ・「第4次アゼリアプラン」中間 のまとめについてパブリックコ メント実施
平成22年 (2010年)	・国連婦人の地位委員会「北京 +15」記念会合(ニューヨーク)	・「第3次男女共同参画基本計 画」策定		・第4次「北区アゼリアプラン」 策定 ・北区男女共同参画審議会 (第3期)設置
平成23年 (2011年)	・ジェンダー平等と女性のエンパ ワーメントのための国際機関 (UN Women) 発足			
平成24年 (2012年)		・改正育児・介護休業法の全面 施行	・「男女平等参画のための東京 都行動計画ーチャンス&サポ ート東京プラン2012」策定 ・「東京都配偶者暴力対策基本 計画」改定	・第4次「北区アゼリアプラン」中 間の見直し実施 ・北区男女共同参画審議会 (第4期)設置 ・北区パープルリボンシンボル マーク制定
平成25年 (2013年)		・「配偶者からの暴力防止及び 被害者の保護に関する法律」 一部改正 ・「ストーカー行為等の規制等 に関する法律」一部改正		・北区男女共同参画に関する 意識意向調査実施 ・北区男女共同参画審議会へ 「北区アゼリアプラン改定にあ たっての基本的な考え方につ いて」諮問
平成26年 (2014年)		・「すべての女性が輝く社会づく り本部」設置		・北区男女共同参画審議会より 「第5次アゼリアプランのための 提言」答申 ・北区男女共同参画審議会 (第5期)設置

第5次男女共同参画行動計画策定の経過

平成25年(2013年) 11月	<p>区長より北区男女共同参画審議会へ諮問 「第4次北区男女共同参画行動計画の改定にあたっての基本的な考え方について」</p> <p>北区男女共同参画審議会開催 専門部会設置(26年3月まで)</p>
平成26年(2014年) 3月	北区男女共同参画審議会 開催
4月	北区男女共同参画審議会より答申 「第5次アゼリアプランのための提言」
5月	「第5次北区男女共同参画行動計画」策定のための各課調査
8月	北区男女共同参画審議会 開催
10月	北区男女共同参画審議会 開催
11月	北区男女共同参画推進本部 開催 「第5次北区男女共同参画行動計画」中間のまとめ策定
12月	「第5次北区男女共同参画行動計画」中間のまとめ パブリックコメント実施
平成27年(2015年) 3月	<p>パブリックコメント結果を区議会健康福祉委員会へ報告 及び区民へ公表</p> <p>北区男女共同参画推進本部 開催 「第5次北区男女共同参画行動計画」策定</p>

東京都北区男女共同参画条例

(平成18年6月30日 条例第43号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みとじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組だけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組を積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組を進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的

及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

(性別による権利侵害の禁止)

第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接

であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

（あらゆる情報の公表への配慮）

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

（区の責務）

第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

（区民の責務）

第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

- 2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

（基本的施策）

第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- 一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的とした、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策
- 二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策
- 三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策
- 五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策
- 六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策
- 七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

（行動計画）

第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(拠点施設)

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第三章 男女共同参画審議会

(設置)

第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。
- 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。
- 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。
- 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するものうちから区長が委嘱又は任命する。
- 4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

第四章 苦情への対応

(苦情の申出と処理)

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることができる。

- 一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
- 二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。
 - 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
 - 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
 - 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項
 - 四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

(男女共同参画苦情解決委員会の設置)

第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(昭和60年7月1日 条約第7号)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重

かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対

して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要

に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなるものも問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

- (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締

約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際

協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号 最終改正:平成11年12月22日法律第160号)

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における

取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は

市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。
ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第二十八条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

- 第二条** 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置

法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を發せられ

ない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則 （平成一一年一月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）**

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号 最終改正:平成26年4月23日法律第28号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止

するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けてる者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう

努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に

- 掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2** 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3** 第一項本文に規定する場合において、被害者その成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者その同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4** 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者その親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命

ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若

しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)と同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ない

で決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定に

よる命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰すことのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の事情がある規定による命令を再度発する必要があると認

めるべきときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第二十条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 第二十一条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

- 第二十二条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、

同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援セ

ンター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条

の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



用語解説



本計画に掲載されている用語について説明を掲載しています。また、その用語が初めて計画書に出てきたページを記載しています。

用語	ページ	内容
あ 行		
M字型曲線	35	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷として、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧州先進国では、子育て期における就業率の低下はみられません。
育児・介護休業法	37	育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的とした法律です。正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。
か 行		
固定的性別役割分担	3	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
高齢者あんしんセンター (地域包括支援センター)	34	地域の高齢者の心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として設立された施設で、相談内容に応じた情報提供等を行います。また、介護保険の認定申請や介護保険サービスの受け付けなどを行います。

用語	ページ	内容
家族ふれあいの日	43	東京都及び心の東京革命推進協議会（青少年育成協会）では、「深めよう！親子の絆、考えよう！家族の関係」をキャッチフレーズに、ファミリーレストランや文化施設、レジャー施設等での優待制度を発足させ、家族みんなで楽しめる機会を提供します。※「心の東京革命」とは、親と大人が責任を持ち、次代を担う子どもたちに正義感や倫理観、思いやりの心を育み、人が生きていく上で当然の心得を伝えていく取組のことです。
さ 行		
ストーカー行為	3	同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行なうことを「ストーカー行為」と「ストーカー規制法」では規定しています。「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又は家族に対して行なう「待ち伏せ」、「交際の要求」、「無言電話」等を指し、平成25年の法改正により「しつこいメール送信」の行為も追加されました。
ジェンダー	3	「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。 「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	4	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。
性の商品化	19	風俗産業、メディア等女性の性を商品として扱うこと。女性の人権侵害であるとともに、青少年の人格形成への悪影響が指摘されています。

用語	ページ	内容
た 行		
ドメスティック・バイオレンス (DV)	3	Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) を略して DV という。直訳すれば「家庭内の暴力」ですが、日本で家庭内暴力というと、子どもが親に対して振るう暴力ととられがちのため、一般には「夫や恋人からの暴力」や「親しい間柄での暴力」と訳されます。身体的な暴力だけではなく、精神的な暴力、性的な暴力なども含まれます。
デート DV	14	恋人間で、自分の思い通りに相手をコントロールしようとして、暴力をふるったりする「身体的暴力」、言うことを聞かないと怒る「精神的暴力」、他の友人との付き合いを制限する「社会的暴力」、お金を出させて返さない「経済的暴力」、性的なことを無理強いする「性的暴力」などのことをいいます。
男女雇用機会均等法	39	雇用の分野において男女が性別により差別されることなく、均等な機会や待遇を確保することをめざし、男女労働者の間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的かつ具体的な取組（ポジティブ・アクション）を促進するための法律。また、働く女性の母性を尊重しつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱い禁止を定めています。
地域スタッフ	53	北区男女共同参画センターの事業に関わる具体的提案及びその実施について、区民の意見及び要望を反映させるため、区民から区長が適任と思われる人を委嘱しています。
は 行		
ポジティブ・アクション	4	積極的改善措置のことで、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。
配偶者暴力相談支援センター	11	配偶者暴力防止法により、配偶者暴力の防止及び被害者の保護のため、相談、一時保護、自立生活促進のための就労・住宅等に関する情報提供等の支援を行う機関です。

用語	ページ	内容
放課後子ども総合プラン	33	平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供します。わくわく☆ひろばでは、学童クラブの児童と一般の児童と一緒に自由に遊び、体験活動や季節行事などを行います。
ファミリー・サポート・センター事業	33	区民の主体的な育児支援活動で、育児の支援を行う「サポート会員」と育児の支援を受けたい「ファミリー会員」で構成する会員制の活動です。サポート会員の自宅やファミリー会員が指定する場所での一時的な預かり、保育園・幼稚園・学童クラブ等への送迎、その他保護者の通院や冠婚葬祭で外出する際などの保育サポートです。
パワー・ハラスメント (パワハラ)	38	会社などで権力や地位を利用して嫌がらせなどを行い、精神的・肉体的に苦痛を与えることです。
ま 行		
メディア・リテラシー	19	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。
マタニティ・ハラスメント (マタハラ)	37	働く女性が妊娠・出産を理由に職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのことをいいます。
わ 行		
ワーク・ライフ・バランス	5	誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことをいいます。

北区男女共同参画行動計画「第5次アゼリアプラン」

平成27年（2015年）3月

刊行物登録番号
26-1-154

発行 東京都北区子ども家庭部男女共同参画推進課
東京都北区王子 1-11-1 北とぴあ5階
TEL 03(3913)0161 (ダイヤルイン)



City of Kita